平成28年6月高浜市議会定例会会議録(第3号)

日 時 平成28年6月15日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

- 1. 幸前信雄議員 (1) 人材育成について
- 2. 北川広人議員 (1) 福祉行政について
- 3. 小嶋克文議員 (1) 防災行政について
- 4. 内藤とし子議員 (1) 公共施設あり方計画について
 - (2) 地域医療について
 - (3) 平和行政について

出席議員

1番	杉	浦	康	憲	2番	神	谷	利	盛
3番	柳	沢	英	希	4番	浅	岡	保	夫
5番	長名	川谷	広	昌	6番	黒	Ш	美	克
7番	柴	田	耕	_	8番	幸	前	信	雄
9番	杉	浦	辰	夫	10番	杉	浦	敏	和
11番	神	谷	直	子	12番	内	藤	とし	ノ子
13番	北	Ш	広	人	14番	鈴	木	勝	彦
15番	小	嶋	克	文	16番	小野田		由紀子	

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市			長	吉	岡	初	浩
副	Ħ	ī	長	神	谷	坂	敏
教	菅	Ī	長	都	築	公	人
企	画	部	長	神	谷	美译	百合
総合政	気策グル	ープリー	ーダー	野	П	恒	夫

人事グループリーダー 杉浦崇臣 総 務 部 長 内 田 徹 行政グループリーダー 山本時雄 行政グループ主幹 杉 浦 嘉 彦 中川幸紀 行政グループ主幹 財務グループリーダー 岡島正 明 市民総合窓口センター長 大 岡 英 城 市民生活グループリーダー 芝田啓二 福 祉 部 長 加藤一志 地域福祉グループリーダー 木 村 忠 好 地域福祉グループ主幹 安蒜丈範 介護保険・障がいグループリーダー 竹内正夫 福祉まるごと相談グループリーダー 野口真樹 生涯現役まちづくリグループリーダー兼保健福祉グループリーダー 磯 村 和 志 こども未来部長 中村孝 徳 都築真哉 こども育成グループリーダー 文化スポーツグループリーダー 鈴木明美 都市政策部長 深谷直弘 都市整備グループリーダー 田中秀彦 企業支援グループリーダー 島口 靖 都市防災グループリーダー 神谷義直 上下水道グループリーダー 杉 浦 睦 彦 地域産業グループリーダー 板倉宏幸 学校経営グループリーダー 内藤克己 学校経営グループ主幹 岡本竜生

職務のため出席した議会事務局職員

 議会事務局長
 加藤元久

 主
 査内藤修平

議事の経過

○議長(杉浦敏和) 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長(杉浦敏和) ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。 お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦敏和) 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長(杉浦敏和) 日程第1 一般質問を行います。

8番、幸前信雄議員、一つ、人材育成について。以上、1問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番(幸前信雄) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました人材育成についてを一般質問させていただきます。

この2年間は、慣例に従い一般質問を控えていましたが、久しぶりの登壇で少しだけ心地よい 緊張感を感じておるところでございます。

本日、人材育成という内容で登壇させていただいておりますが、関連する質問は過去にも何度 か質問させていただいております。以前、高浜市構造改革推進検討委員会報告の中で職員力の強 化ということで取り組んでこられており、変化に対応できる柔軟な想像力と判断力及び実行力を あわせ持つ職員の育成をあげられ、活動されてきているということを記憶しております。

個々の人の能力に求められるものとしては、柔軟性と想像力、判断力及び実行力を伸ばしていくということに異論はございませんけれども、高浜市の組織として求めるものについては別の能力も必要であるというふうに考えております。組織として活動し、一つの力を何倍にもして発揮して、その結果を出していくためには、個々のポジジョンで活動していく中でも全体の目的に合致したものであることが必要不可欠であり、そういった意味で、職員が同じ方向を向いて活動することが大切であるというふうに考えております。

組織としての活動には、定型的なものを処理していく必要のある業務もあれば、新たな課題を解決していくために必要な業務もあり、これは民間企業でも同じで、さまざまな形で人材を育成するための教育や研修が実施されているところであります。

特に今回質問させていただきたいのは、1点目に、高浜市として目指す職員像とはどういった ものなのかということを質問させていただきたいというふうに考えております。

今回、この質問をさせていただく理由としては、高浜市として抱える課題に対して、できない

理由を考えるのではなくて、どのように実現させていくのかを考えてアウトプットを出していく 人材が求められているし、みずから考える、行動できる人材が求められていると考えているから であります。また、外部の人の意見を聞いて参考にするのは必要でありますけれども、高浜市の ことは高浜市で現実を知っている人間が一番理解しているので、現実と理想のギャップを埋めて、 現実を少しでも理想に近づける努力をしていくことが高浜市のためになるというふうに考えてい るからであります。

2点目に、高浜市の目指す職員を育てる内容はということで質問させていただきます。

研修や教育を通して人材を育成していくことができますが、実践を通して人材を育成していくには、上司の方がやってみて、言って聞かせ、させてみて褒めてやる、こういうことが人の成長を助けるのであって、こういうことを実践していかないとなかなか人間というのは育っていかないというふうに考えております。

よく企業の中でもそうですけれども、自分ができないことを人に押しつけてやれと、失敗したらやった本人が悪い、上司の方が模範を見せるのがもとの基準であって、そうやって人というのは育つのであって、そこの痛み、そこを感じて部下に伝える、こういうことがすごく大切だというふうに考えております。次につながる、そういうことを実践して人というのは徐々に育つのであって、失敗したことで責めるのではなくて、失敗したことによってつかんだことというのがすごく大きい。企業の中でもそうですけれども、よくトヨタの中でも失敗事例集というものを上げて、何で失敗したんだと、次に繰り返さない、こういうことをさせるために失敗事例集というものをつくられたというふうに聞いております。

企業の中でも一緒で、人間ですから神様ではないので、やってみていないことを実践するということは自分でも未経験の世界に入っていきますし、失敗するということは当然考えられるところだと思います。大きなミスというのは、これは組織として犯してはいけないミス、こういうところは上司の方がきちっと管理してあげて、違っている方向に進むのであればそれをとめてあげる、それが上司の方の役目だというふうに思っております。

また、小さな失敗であれば、それが本人がどういう位置づけて何を考えて失敗したんだということを本人に納得させること、これができないと次にまた同じ失敗を繰り返す。これが失敗したときに人のせいにするんではなくて、本人がこういうことをしたから失敗したんだということを納得させる、こういうことを繰り返すことによって人というのは育っていくものだというふうに考えております。

そういう意味でいうと、市役所の職員の方についても同じことが言えるんじゃないかなと、子 供のしつけでも同じだというふうに考えております。子供でも頭ごなしに叱られると、何で叱ら れるのかわからないと次にまた同じことを繰り返します。しつけというのは、しつこく本人が納 得することによって次に発生させない、そういうことにつながってくると思いますので、今回以 上のような質問をさせていただいております。

以上で1回目の質問を終わらせていただきますので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。 ○議長(杉浦敏和) 企画部長。

○企画部長(神谷美百合) それでは、幸前信雄議員の人材育成について、(1)高浜市の目指す職員像は、(2)高浜市の目指す職員を育てる内容は、以上の2点について、関連上一括してお答えさせていただきます。

本市では、平成19年2月に高浜市職員成長支援計画を策定し、目指すべき職員像として、「時代の変化に対応できる柔軟性」、「新しい時代をつくる創造力」、「時代の流れをよむ判断力」、「時代の流れをつかむ実行力」をあわせ持った職員を掲げました。

この目指すべき職員を育てるために、それまでの研修を中心とした人材育成から、人事管理、職員研修、職場環境を連携させ、目指すべき職員像を実現するための取り組みを総合的に実施することといたしました。

人事管理の面では、意欲を喚起し、職員が自身の能力を最大限に発揮できる組織へと変革していくためには、職員の能力や実績を重視した人事評価や給与制度など、将来を見据えた人事管理システムの構築が必要となります。

そこで、これまで取り組んできた主な内容としまして、平成19年度より新人事評価制度を導入し、評価基準や評価実施方法を公表するとともに、評価結果は上司と部下との面談を通じて開示し、上司と部下とのコミュニケーションを通じた組織内の意識の共有化や業務改善等を図ってまいりました。また、職員のやる気を引き出すため、頑張った職員が処遇面で報われるよう、評価結果を定期昇給や勤勉手当支給率に反映させてまいりました。一方で、人材の適正配置と効率的活用を図るため、計画的に担当業務のローテーションを行い、1人の職員が複数の業務や担当外の業務を通じて、知識・技術を幅広く習得していくことで、職員一人一人の総合力を高める取り組みについても行ってまいりました。

次に、職員研修の面では、目指すべき職員像を念頭に置いて、職員研修の方向性や具体的な実施内容を盛り込んだ高浜市職員研修計画に基づく研修プランを毎年度作成し、計画的に研修事業を実施してまいりました。

これまでに行ってきた主な研修内容としまして、まず政策課題の発見、解決能力や判断能力、 固定観念にとらわれない想像力と豊かな人間性を養うとともに、積極的、主体的に行動できる職 員の育成を目的に、平成18年度より、一般財団法人地域活性化センターが主催する全国地域リー ダー養成塾に、主に30代前半の職員が毎年1名参加しております。これまでに10名の職員が修了 しておりますが、職場でのリーダーシップを発揮し、新たな施策での中心的な役割を担うなど、 研修で養われた見識を生かした取り組みが行われております。

また、まちづくり協議会が各地区で設立される中、平成20年度にまちづくり協議会特派員制度

を創設し、地域における実践研修の場として、これまでに若手職員からグループリーダーまで67 名の職員が特派員を経験しております。地域の思いを直接肌で感じることで、市民目線で物事が 考えられるようになり、特派員からは、「地域から必要とされたい、思いに応えたいという気持 ちが芽生え、やりがいを感じるようになった」、「高浜市のために一生懸命考えて、みずから動 ける職員になりたい」など、着実に職員の成長につながっていると感じております。

こうした取り組みの中から、職員が積極的に地域に出向き、市民や地域の思いに寄り添いながら、地域課題の解決に向けてみずから考え、主体的に行動していける人材を育成することが重要であると考え、平成25年度から平成27年度までの3年間、若手・中堅職員20名を対象に、たかはま地域経営実践塾を実施いたしました。

平成25年度の第1期では、職場や業務に関する職員アンケートの実施や部長トークを開催し、平成26年度の第2期では、職員の地域のかかわり方に関する職員アンケートの実施や大家族フォーラムを開催いたしました。また、平成27年度の第3期では、集大成として、第2期で浮かび上がった地域へのかかわり方に対する職員の疑問、悩みをQ&Aとしてわかりやすくまとめた「職員の地域との関わり方にまつわるQ&A」の冊子を作成いたしました。この冊子を活用することで、地域活動の場で困ったときへの対応や、初めて地域活動に参加するためのきっかけづくりとし、全職員が地域人材として地域活動へ参加・参画し、市民と手をとり合ってさらなる地域課題の解決に取り組むための一助となると考えております。

この3年間の取り組みは、いずれも塾長のアドバイスを受けながら、職員がみずから企画、実践したものであり、将来の高浜市を担う若手・中堅職員らがみずから考え、主体的に行動するよい機会になったと考えております。

一方で、平成26年度に、グループリーダー、主幹及び副主幹の管理職を対象とした管理職マネジメント研修を実施いたしました。管理職の役割、目標の明確化、活動の進捗管理のほか、教育・指導者として、個々の部下が育ちやすい、学べる組織環境をつくることが真のマネジメントであることを学ぶ機会となりました。

また、平成27年度に、主査と主任を対象とした意欲向上研修を実施いたしました。キャリアデザイン、問題の発見、解決のポイントなどについて学び、特に問題の発見では、問題を発見するための視点、日常でできる問題発見について学んだことで、問題意識の向上につなげることができたと考えております。このように、若手職員から管理職まで、それぞれの職責に応じた研修を実施することで、研修形態の多様化が図れたと感じております。

次に、職場環境の面では、職員の成長を考える上で、日常の業務を進めていく過程そのものを 成長のための重要なステップとして捉え、職員一人一人が職場の中で相互啓発的な雰囲気をつく り上げられるように努めてまいりました。

これまでの具体的な取り組み内容といたしましては、各種業務や参加希望研修等あらゆる分野

に対して職員が改善意見や要望を提案する機会を設けることで、部局を超えた職員の多彩な発想を引き出すとともに、その自主性や資質の向上を図ることができる職員提案制度を実施してまいりました。また、平成26年度の上半期に2名の職員を株式会社豊田自動織機に派遣いたしましたが、平成27年度からはこの2名の職員が中心となり、職場内の2S活動と標準化、改善活動を行うハイブリッド活動に全庁挙げて取り組んでまいりました。

以上、目指すべき職員像とこれまでの主な取り組み内容について申し上げましたが、これらの 取り組みにより着実に職員の能力開発と意識改革を図ることができ、そのことが第6次高浜市総 合計画中期基本計画の策定やその後の計画の推進などにつながっていると実感をしております。

中期基本計画を例に申しますと、計画案の作成については、市民会議において高浜市のことを 一番理解している市民と職員が高浜市をよくしたいという同じ思いのもと、これからの高浜市に 何が必要なのかを話し合い、その解決策について何度も議論しながらつくり上げたもので、コン サルにお願いしたのは資料づくりや計画案の取りまとめだけでした。

参加した職員は、市民とともに作成した喜びを共感し、計画の目標達成に向け、みずから行動する意識の向上を図ることができ、他の計画策定においても同様のことが言えますが、作成を通じて職員の成長にもつながっていると認識をしております。

今後、急激な社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化など市政を取り巻く環境が大きく変化する中、先ほど目指すべき職員像として4つ、「時代の変化に対応できる柔軟性」、「新しい時代をつくる創造力」、「時代の流れをよむ判断力」、「時代の流れをつかむ実行力」を述べさせていただきましたが、とりわけ「時代の変化に対応できる柔軟性」では、職員一人一人の意識を改革し、前例踏襲意識や縦割り意識を排するとともに、日ごろから仕事をよりよくしていこうという改善意欲を持って業務に取り組む姿勢が求められてまいります。加えて、総合力を持った職員を育成しながら、戸籍業務、情報処理業務、建築業務や政策法務など、専門性の高い業務に対応できる職員の育成にも重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、現在の本市の職員数は270人程度ですが、ここ5年間で約4割の職員が退職により入れかわっていることを踏まえれば、若手職員の育成や女性職員の活躍推進に取り組むこととあわせ、仕事の質の継続性の確保のための方策についても取り組んでいく必要があります。

今後の取り組みとして人事管理の面では、専門性が求められる業務については、職場ローテーションの期間を長目にとることでより専門性が高められるようにするとともに、他の業務については、定期的にローテーションを行うことにより、職員の総合性を高めるなど、総合性と専門性のバランスを考えながら、将来を見据えた計画的なローテーションに努めてまいります。

また、平成25年度以降、再任用職員の数が増大しておりますが、再任用職員の中には豊富な経験と専門的な知識を持つ職員がおりますので、経験を生かした適材適所の人材配置を行うことで、 仕事の質の継続性の確保と再任用職員の効果的な活用を図ってまいります。 次に、職員研修の面では、若者世代の地域活動に参加するきっかけづくりを創出していくため、 昨年度実施した第3期たかはま地域経営実践塾での取り組みを踏まえ、若手職員成長支援研修を 実施してまいります。さらに、若手職員がみずから研修を企画し、運営する若手職員による職員 のための職員研修をしあわせづくり計画の取り組みと連動して実施してまいります。

また、女性職員の活躍推進を図る観点から、本年度より、女性職員の幹部候補生を養成するための自治大学校女性幹部養成支援プログラムに職員を派遣するなど、管理職養成に向けての研修会へ女性職員を積極的に参加させることで、女性職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

次に、職場環境の面では、ハイブリッド活動を全ての職員に浸透させ、実践に移すことにより、 人がかわっても仕事やサービスの質を落とさずに業務を引き継ぐことができるため、仕事の質の 継続性が確保できると考えております。また、先ほど、ここ5年間で約4割の職員が入れかわっ ていると申し上げましたが、高浜市の将来は、新しく入ってきた、また、これから入ってくる若 手職員の手にかかっていると言っても過言ではありません。

今後、人材育成を進めていく上で、これら若手職員をどう成長させていくかが最も重要な課題であると認識しております。そのためには、議員のおっしゃられた「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」の考え方を職場で各職員が意識して実践する必要があると感じております。そして、そのことを実践することにより、若手職員の成長とあわせ、管理職や先輩職員の成長にもつなげることができる職場環境をつくってまいりたいと考えております。

目指すべき職員像を実現し、市民に親しまれ、信頼に応え得る職員となるためには、職員一人一人が必要とされるさまざまな能力を習得し、その能力を組織の中で十分に発揮し、職務の中で生かしていかなければなりません。押しつけではなく、職員の心の内にある意欲をいかに引き出し、これを育てていくかが最も大切なところだと思います。

長期的な視点に立って、職員一人一人の育成への取り組みを進めることにより、職場全体の底力を向上してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(杉浦敏和) 8番、幸前信雄議員。
- ○8番(幸前信雄) 答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

私がよくやっぱり市役所の行政職の方を見ていて感じるのは、仕事のやり方が物すごく受け身、要は自主的に自分たちで問題点を見つけて改善していく、そういうところが民間とえらい違っているなというふうに感じます。例えば何か依頼を受けてやるのが仕事じゃなくて、これを毎回繰り返すことに対して対処するんじゃなくて原因を潰す、これがやっぱり仕事だと思うんですよ。言われたことをやっていることが仕事じゃなくて、原因を潰しに入るのが業務だと思うんです。

そういうところをすごくやっぱり感じるものですから、そういうことを繰り返していかないと毎回同じことを仕事として継続していくだけになっちゃうんで、自分として職員としていかに付加価値をつけるか、こういうことをやっぱり考えていただける職員を育てていただきたいなという思いがすごくあります。

それと、もう一つ感じるのが市民会議というお話、先ほども出てきましたけれども、高浜市としてこの方向を向いていくんだというのは、市長の思いの中で市民をある一定の方向に向けさせる、それをコーディネートする力、役所の中で市民会議に入る前に、市民の方にまず理解してほしいこと、これをきちんと伝えた上で、その後市民の方の意見を聞く、これはいいと思うんですけれども、それでもなおかつ個々の見ている世界が違うもんですから、高浜市という世界でどういうふうに見て判断できるというのは、これは市の職員しかやれないというふうに考えております。

私でも、住んでいるところ、地元の周りは見えますけれども、全体の話になるとこれはやっぱり行政側の仕事だというふうに感じております。それを高浜市としての問題としてどういうふうに行動していくんだということを市民会議の場で素直に伝えて、要は大きな方針はこちらから市民の方に理解いただいて、そこから抜けているところをどういう形で市民の声を聞く、これは後回しだと思うんですね。それを一緒にしちゃうとぐちゃぐちゃになっちゃうんで、まずそこのところがきちんとできて、そこから次のステップだというふうに思っております。

そういう意味で、先ほどローテーションの話も出ておりましたけれども、人材育成の適正配置と効率的活用を図るため計画的に担当業務のローテーションを実施させていただいているという答弁がありました。ローテーションを実施することによる功罪もあるというふうに感じております。高浜市として組織の機能を最大限に発揮していくためには、ローテーションで異動することが組織の機能として一時的に後退することも考えられるし、場合によっては機能が失われてしまうことも十分に考えられます。

また、人材育成の面においても、異動の辞令に従い異動しているだけで、本人にとってその部署、グループに異動して、何の目的で異動し、何を高浜市のために行っていけばよいか目的意識が希薄なように感じられてしようがございません。

そこで、2点質問させていただきます。

1点目は、組織として機能を保障するためにどのようなことを実施されているかということを お伺いしたいと思います。

2点目は、総合的な物の考え方をする人材と専門的な知識で高浜市に貢献していく人材、2種類あると思うんですけれども、どのようにそういう人材を育てていっているかということを御答弁お願いいたします。

○議長(杉浦敏和) 人事グループ。

○人事G(杉浦崇臣) まず、1点目の組織の機能を保障するための取り組みといたしましては、年度当初に、グループの課題と対応策のスケジュールを設定するグループ業務実施方針をもとにグループリーダーが所属職員一人一人と協議・調整し、個々の職員の役割、取り組むべき課題や業務とその達成の時期を明確にする個人業務設定表というものを作成しております。このことにより、人事異動により人がかわっても、取り組むべき役割や目標を明確化することで目的意識を持って仕事に取り組めるような配慮を行っております。

また、2点目の総合的な物の見方ができる人材の育成では、答弁の中でも申しましたが、全国 地域リーダー養成塾やまちづくり協議会特派員制度などに多くの職員が参加することで、より広 い視野で物事を考える能力を養っていただくことに取り組んでおります。

また、計画的な人事異動を3年から5年の比較的短期のスパンで行うことで、知識、技術を幅広く習得し、職員の多能工化を推進することに心がけております。また、専門的な知識で高浜市に貢献していく人材の育成では、業務によりましては10年を超える長期のスパンでその専門性の高い業務に専念してより専門性を高め、その間に後任者の育成にも取り組むことで専門性の継続と向上に努めておるところでございます。

- ○議長(杉浦敏和) 8番、幸前信雄議員。
- ○8番(幸前信雄) 答弁ありがとうございます。

ちょっとやっぱりひっかかるんですけれども、全国地域リーダー養成塾やまちづくり協議会の特派員、これは一般的な見方であって、やっぱり高浜市のこういう方向に向かっているというのは庁内でしっかり若手の方に伝えていただきたい。それを腹に落として出ていくのならいいんですけれども、それなしに出ていくと、何か受け身のこういうことをやっておったというふうになっちゃうものですから、そこはしっかり庁内で新人の方を定期的に集められてもいいと思うんですけれども、高浜市はこういう方向を目指しているんだということをしっかり押さえた上で出ていくような、そういう育成の仕方が望ましいんじゃないかなと、これはどうかわかりませんよ。わかりませんけれども、人に任せるんじゃなくてみずから育てるということが大切じゃないかなというふうに思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目に、職員のやる気を出させるために、頑張った職員が処遇面で報われるということでしたけれども、評価に対して職員の納得度、どのようになっているのかというのを感じることが大事です。評価というのは平等ということがよく言われますけれども、人が評価するものですから平等なんていうのはあり得ないと思っております。そういう面でいうと、評価されている側の人間がいかに納得してその評価に対して、自分がこういうところが足りなかったら次にこういうところを頑張ればいいんだと、こういうところがよかったというふうに評価されているんだということがわかれば次の評価後のアクションが変わってくると思いますんで、そういうところをどう

いうふうに本人とコミュニケーションをとられているかということを教えていただきたいと思います。

○議長(杉浦敏和) 人事グループ。

○人事G(杉浦崇臣) 本市の人事評価は、評価基準といたしまして業績評価と能力評価に区分し、業績評価では業務、遂行状況を毎月評価し、能力評価では基本的資質、姿勢、基本的職務能力、対人関係能力、政策形成能力及びマネジメント能力の5項目について、職責に応じた点数配分により総合的に評価をしております。

また、自己評価のほか、1次評価、2次評価、調整評価と複数の評価者によって評価しており、 評価者となる部長やグループリーダーには、定期的に評価方法の研修を受講することで評価の平 準化を図ってきているところでございます。

なお、相対的に納得のいく評価とするために、評価結果につきましては部長やグループリーダーにおいて所属職員に対しまして面談を実施しております。個人業務設定表などをもとに、なぜこの評価になったのか、今後どういうことに期待するかなどを丁寧に話しておりまして、これが個々の職員の意識改革や意欲の向上にもつながっておると認識しておるところでございます。

○議長(杉浦敏和) 8番、幸前信雄議員。

○8番(幸前信雄) それでは、最後の質問になりますけれども、若干ダブるところがございます。

市民会議とか市民の意見を聞く場を設けているということは大変よいことだと思っていますけれども、先ほどから繰り返しますように高浜市としてこういうふうに持っていきたいんだということをまず腹に落として、その上で市民の方と同じ土俵に乗れる、それだけ腹に落としたものを持っていって説明した上で相手の意見を聞く、これをやらないと、一方的に相手の立場の意見を聞いているだけでこちらの思っている意図は全然伝わらないものですから、そういうことをコーディネートできる人間、こういう方をぜひやっぱり育てていただきたいというふうに感じております。

高浜市としてふさわしい行政サービスの提供を考えた上で、もっと言うと、頑張る人に寄り添い、支えることが行政サービスの本来の姿だというふうに考えております。自己の権利を主張するだけじゃなくて、やっぱり一生懸命頑張っている人には支えてあげるのがこれが皆さんから納得感を得る、そういう活動につながるというふうに考えております。高浜市として実施していく方向を説明した上で、そういう意味でいうと市民の意見を聞くという場に市民会議を企画されないと、目指す姿がぼやけてしまって、どういう形の高浜市をつくっていきたいんだ、これが見えてこないというふうに考えております。基本的に物をつくる話に例えると、最終的にこういう製品をつくりたいんだ、そのためにこういう機能をつくっていくんだと、ものづくりというのは、基本、部品から積み上げるんじゃなくて、全体像からこういうものをブレークダウンしていく、

行政でも私一緒だと思っているんで、そうするとみんなの向いている方向が最終的にこういう姿だということがわかるようになるので、それを示した上で、自分がどこのポジションでどういう役割を担っているんだと、その形で臨んでいかないと、部品を組み合わせて最終的に形ができる、どんなものができ上がるか全然わからないですよね。行政の姿でも結局一緒だと思うんですよ。高浜市をこういう姿に持っていきたいからこういうことをやっていくんだということを、これをうまくブレークダウンしながら、それを腹に落とした上で、こういう状況なのでこういうふうにしていただきたいということを腹に落とした上で市民の方と接していかないと、市民の方も自分の見ている世界だけで考えてしまうとおかしくなるものですから、ぜひともそういう人材ということを育てていただきたいというふうに考えております。

そういう意味でいいますと、トータルでそういうことができる人材の育成ということについて どのようにお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(杉浦敏和) 人事グループ。
- ○人事G(杉浦崇臣) 平成26年度、平成27年度に取り組みましたしあわせづくり計画の策定過程におきましては、スタジオLの手法を活用し、平成26年度は中堅・若手職員が計画づくりのノウハウを学ぶ機会となりました。また、平成27年度は、前年度学んだ能力を発揮する場として、職員がファシリテーターとなって市民の方たちと計画づくりを実践してまいりました。今後、しあわせづくり計画を進めていく中で、まちづくり協議会特派員などの実践を通して、議員のおっしゃられるような職員の育成に時間をかけて長期的な視点に立って育成をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長(杉浦敏和) 8番、幸前信雄議員。
- ○8番(幸前信雄) 答弁ありがとうございます。

何度も言うようですけれども、やっぱり外で育てるよりも自分たちでこういう人を育てたいという思いが職員に伝わらない限り、外に出ていくと単なる御用聞きになってしまいます。そういう意味でいうと、高浜市をこういうふうにしたいんだという思いの中で、自分がじゃ、そのポジションで何をやっていくんだと、そういうことを腹に落としてもらって行動できる人材、こういうことができていかないと高浜市の向いている方向がばらばら、どこを向いて走っているのかわからない、そういう状態に陥ると思います。

そういう意味でいいますと、外じゃなくて中でいかに人を育てるか、人というのは優秀な人材 というのは、民間企業どこでもそうですけれども、多少対価が高くても優秀な人材というのはど こでも欲しがると思います。ぜひともそういう人を育てていただくようにお願い申し上げまして、 私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(杉浦敏和) 市長。
- ○市長(吉岡初浩) 大変いろいろ御提言をいただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおりでありまして、私どものまちでは、市の考え方というのは総合計画に落とし込まれておるというふうに思っております。そういう中で、総合計画の進捗は、部長だとかリーダーだとかが入って委員会の中で自分のこととして考えながら、そこできちんと腹に落とし込んでいくということをしておるつもりでございます。おっしゃるような確かに望まれるような、また市民からも民間企業からも引っ張られるようなそんな人材づくりにどれほど寄与しておるというかはわかりませんが、おっしゃるような人づくり、これは市としても一番根幹であるというふうに思っておりますので今後努力してまいります。ぜひ議会の皆様にも御協力をいただいて、我々の計画は絵に描いた餅では決してありません。それをきちんと腹に落として皆さんに御説明をしておるところであります。ぜひ御協力をお願い申し上げまして答弁にさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 8番、幸前信雄議員。
- ○8番(幸前信雄) 答弁ありがとうございます。

ぜひともそういう人材、時間がかかると思いますし、一朝一夕にはそういう人は育たないと思います。我慢できるところは我慢いただいて、しっかりと人を育てるという目で見ていただいて やっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(杉浦敏和) 暫時休憩いたします。再開は10時45分。

午前10時38分休憩

午前10時45分再開

○議長(杉浦敏和) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員。一つ、福祉行政について。以上、1 間についての質問を許します。 13番、北川広人議員。

○13番(北川広人) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に 従い、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは、福祉行政についてということで、福祉行政における学習等支援事業について と認知症予防施策についてであります。一問一答で進めさせていただきますのでよろしくお願い いたします。

まず、学習等支援事業についてでありますが、平成27年4月1日に国において生活困窮者自立 支援法が施行されました。この法律は生活困窮者自立相談支援事業の実施、そして生活困窮者住 居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、 生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするとされております。

そういった中、昨年度から高浜市では積極的に取り組んでいただいております生活困窮家庭の 子供に対する学習等支援事業、ステップについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思い ます。

この事業がスタートしてもう1年を迎えるところに来ておるんですけれども、さまざまな課題、私も昨年12月定例会にも少し指摘させていただきましたけれども、課題が見えてくる一方で、この取り組みというものを市民の方々にさらに理解を求めてより有効的なものにしていくためには、しっかりとどのような形でそれを運営されているのかとか、そして市の考え方、今後の展開を含めて示していく必要があるのではないかなということで、今回のこの一般質問に至ったわけであります。

それでは、まず昨年度の事業の実施、これを通してどのような成果が得られたのかをお聞かせ いただきたいと思います。

- ○議長(杉浦敏和) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G主幹(安蒜丈範) ステップの実績、成果につきましてお答え申し上げます。

昨年度、年間の延べ人数では788名、1回当たりの平均では約16名の子供たちを受け入れまして、学習の支援だけではなくて、地域の方々との世代を超えた交流やキャリア教育の実施、こういった活動を通じまして、子供たちが将来社会に出ていく上で必要なさまざまな能力の育成というものを行ってきたところでございます。

その最も大きな成果といたしましては、昨年度はステップに継続して参加した中学3年生の生徒、これは12名全員がおのおのの希望する進路に進むことができたということが挙げられます。また、ことしの2月に生徒及び保護者に対して行ったアンケート調査の結果では、継続して参加している生徒とその保護者の全員から、ステップに参加して「とてもよかった」、あるいは「よかった」という回答をいただいたところでございます。

さらに、生徒の保護者からは、例えば「学校の空き時間などに自分で勉強するようになった」というコメントであったり、「本人に自信がついて、自立への第一歩になった」、「勉強嫌いでしたが、やろうとする意欲が出た」というような子供たちの成長を実感するコメント、これを数多くいただきまして、事業初年度ということも踏まえますとまずは大きな成果を上げることができたというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

成果ということで、12名の子たちがそれぞれ望む進路に進むことができたというのは非常に大きな成果だというふうに思います。市の関係者の方だけではなくて、この事業に携わった方はたくさんみえると思います。その方々に感謝を申し上げながら、さらに今後とも地域にある多様な人材とか資源、そういったものを活用しながらこういう学習等の支援を進めていくということの取り組み、これをお願いしていきたいというところなんですけれども、先ほども少し触れました

けれども、この1年間の事業の実施を通じて多くの課題も見えてきたところではないかなという ふうに思っております。昨年12月の議会でも申し上げたようにステップで行っておる昼食支援、これはいろんな団体にお願いをしてやっていただいておると思うんですけれども、そういうところの団体に食材費の材料費の持ち出しが生じているという現状があるというお話を12月のときにさせていただいたと思います。このことについて、私は当時、特定の関係団体の善意に頼るだけではなくて、制度として持続可能な仕組みを構築していくべきだという提案をさせていただいたところです。市のほうからは、現状を見直していく必要があるという旨の答弁もいただいたというふうに思っております。

また、今回、3月定例会、予算のところでもありましたけれども、今年度はこのステップに関しては高校生にも対象を拡大していくということで、利用者数が増加することも予想されるのかなというところで、今の仕組みのままではいろんなことをお願いしている団体に負担をかける部分が大きくなるというところではないかなということですけれども、12月のときから半年たった現状ですけれども、その間に市のほうではどのような形で検討を行って新たに取り組んできたのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(杉浦敏和) 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹(安蒜丈範) 生活困窮家庭の子供やひとり親家庭の子供たちに無料または低額で食事を提供するこども食堂、これが全国で広がりのほうを見せているところでございます。こうした多くのこども食堂に共通する課題といたしまして、食材の提供やボランティアの協力、これを継続的に受けることができるのかということがありまして、ステップの昼食支援につきましても同様の課題というものを抱えていたところでございます。

このため、昨年12月に議員に御指摘をいただいて以降、こうした課題に対応するための方策につきまして検討した結果、昼食の提供に必要な費用等を勘案した上で、協力団体に持ち出しが生じない最低限度の水準といたしまして、1回当たり2,000円の奨励金、これを協力団体に交付するということにいたしました。

この奨励金の財源を確保するために、ことしの4月に市民の方の協力も得ながら任意団体のほうを立ち上げまして、新たにこども食堂支援基金という基金を設置して、市民の方々や市内外の企業、団体の方から多くの寄附を募るということにいたしました。任意団体によれば、4月に基金を設置した以降、市内の団体や市の職員等からいただいた寄附金額、これが合計で5月末現在約16万円になっているというふうに聞いているところでございます。

こうした皆様の御好意によりまして、今年度は年度当初から昼食の協力団体に対して奨励金を 交付することが可能になったということを御報告させていただくとともに、議員の皆様におかれ ましても、この基金の設置の趣旨、意義といったものを御理解の上、その周知等に御協力をいた だきますようによろしくお願い申し上げます。 以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

本当に半年間という部分の中で短期間ではありますけれども、そういう任意団体を立ち上げるとか基金の設置など、具体的な対応というのをしていただいたことには感謝申し上げますけれども、実際、市役所というか行政にとって必要な事業と、必要でない事業なんて多分ないと思いますけれども、必要な事業の部分にも、やっぱり多くの市民を対象にするものとそうではないものとがありますよね。生活困窮者に限ってではないですけれども、要は網の目から漏れたセーフティーネットとしての部分の事業というのは、本当に市民の方々の目に触れないことも多いぐらいの場合もたくさんあるんじゃないかなという気がするんです。

これはちょっと打ち合わせのときにいただいたんですけれども、こういうチラシを持って寄附のお願いというやつがあるんですけれども、正直言ってこの活動を知らなかったんです、打ち合わせをするまで。この後少しまたやりとりの中で出てくることもあると思いますけれども、我々は実は公職選挙法で寄附ということは、市長もそうですけれども、できないんですよね。だから、悲しいかなこれに対して金銭という部分、あるいは物資という部分での御協力はできないんですけれども、せっかくここまでのことができておって、これは確かに市民団体が立ち上げたものですよ、行政がやっているものじゃないですけれども、こういったものなんていうのは、すぐさまこういうことを今始めましたよということを我々のほうにもしっかりと出していただくことってすごく必要なことじゃないのかなということは思うんです。

先ほど言ったように、表にどんどんと出していくべきこととそうじゃないことと、すごくナーバスな案件もあると思うんです。例えば生活困窮者って誰のこととか、どの子のことというような話ができるわけじゃないんですよね。非常に難しいと思うんです。でもあってはならないけれども、現実あるから、そこに対してのセーフティーネットを高浜として事業としてこうやってやるよ、その手法はこうですよということはこれは表に出しても別に問題のない話だというふうに思うので、そこのところというものはもう少し、今からでも遅くはありませんので、さらに広げていっていただけないかなということは思います。

先ほど5月末現在で16万円というお話がありましたけれども、1団体につき1回につき2,000円ということは、80回分ですからしれたものですよね、反対に。その2,000円というのが適正な金額かどうかということは置いておいて、単なる割り算で計算しただけですけれども、そういったところが出てくると思います。

それと、もう一つは、一つ評価をさせていただきたいのは、高浜というのは余裕があってやっているわけじゃないわけです。余裕があるわけじゃないけれども、でもやらなければならないということはほかにもたくさんあると思うんです。その中でも一つ大きな部分は、今回のこの事業

の基金の立ち上げから今回のこの協議会の立ち上げ、協議会の立ち上げから基金の設置というのはどこに大きな意味があるかというと、民間団体として協議会を立ち上げたことと、それから市の財源を使ってではなくて基金というものを設けて、そこに寄附という形ではあっても市の財源を使わずに取り組んでおるというのは、一つ大きな成果というと失礼かもしれませんけれども、今までと違った意味合いで始まった一つの事業ではないかなということを思うんです。先に市が財源として少しばかりのお金を基金に入れてみたいなものは結構あるのかもしれませんけれども、ゼロからのスタートでこういったことをスタートしたということは、僕は本当に敬意を表する部分であります。こういったことがほかの部分に対しても、知恵と、それからそれを取り巻く市役所の職員の方の思いやその部分を取り巻く市民の方々の思い、そういったものを取りまとめていくとこういう新たな姿をつくれるという一つの大きな例になると思いますので、ぜひともこういった取り組みの仕方というものはほかでもいろいろと考えて進めていただければなということを思います。

それと、こども食堂支援推進協議会、それからこども食堂支援基金、これについて、これは先ほど言ったように任意団体の立ち上げた、設置した基金ということですけれども、こういった活動を推進するということ、今言ったようにこういった活動というのは非常に大事な活動だよという話をさせていただいたんですけれども、それを推進するためには市としては今後どういった取り組みが必要であるかということ、これをどのように考えてみえるかお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(杉浦敏和) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G主幹(安蒜丈範) お答え申し上げます。

先ほど委員に御紹介いただいた基金のチラシにつきましては、今月、商工会のほうを通じまして1,050の企業、個人事業主の方に配付させていただいたという報告をこれは任意団体のほうからいただいたところです。

こうした市民の方々や企業、団体の活発な寄附行動というものを喚起いたしまして、高浜市で 寄附の文化というものを根づかせていくためには、任意団体による広報活動等を側面的に支援す るだけではなくて、その活動の根幹となっているステップのブランディング、これを市としてし っかりと行いまして、事業の知名度はもちろんなんですけれども、教育や福祉に関する高浜市の 知名度、これを上げていく必要があるというふうに考えているところでございます。

そのためには、学識経験者や地域の協力団体、利用者やその保護者の方々の知恵もおかりしながら、現在浮き彫りになっているステップの課題に早期に対処いたしまして、事業の完成度というものを高めていく必要があると考えているところでございます。

このような観点から、今年度は学識経験者や地域の教育関係者、こういった方々で構成されま すこども貧困対策会議という会議体、これを新たに立ち上げたところでございます。この会議体 では、地域の課題を抱えた子供たちの情報共有やネットワークの構築を図るとともに、事業の課題に対しまして多様な立場の関係者が多角的な視点から検討を行うプロセスを通じまして、高浜市の学習等支援事業の取り組みをよりよいものにしていくということを目的にしております。

また、こうした会議の場で多様な関係者の皆様がそれぞれの立場で地域のために何ができるのかということを一緒に考えていただくことで、市の将来を担う子供たち、これを地域で一体となって育てる機運の醸成、土壌づくりというものを図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

先ほど言ったように、寄附というのは我々にとっては耳の痛いような話で、じゃ、それ以外のことで何が協力できるのかと当然考えていけばいい話なんですけれども、今言われたようにステップのブランディングと言われましたけれども、ステップ自体をブランディングするというのはちょっと違和感があります。というのは、ブランドとして認知度を上げる、知名度を上げるということなんでしょうけれども、ステップだけじゃないんですよね、大事なことは。要は子供ってすごく高浜が大事にしているんだよというのをブランディングすべきなんですよね。その中で生懸命やっていて網にしっかりおさまる子供たちのこともしっかりやる。そこから網の目からどうしてもこぼれてしまう、いろんな事情でこぼれてしまう、子供たちの責任じゃなくこぼれてしまう子供たちをどう助けてあげるのかという中の一つがステップじゃないですか。

そういった部分でいうと、高浜市というのは子供というものをすごく大事にするんだよというのが本来ブランディングしなきゃいけないところだと思うんですよね。ぜひその視点というのは当然わかってみえるとは思うんですけれども、今後、来年1月からは分庁化の中で福祉部と、それからこども未来部、教育委員会というのはともになるわけですから、より一層鮮明にそういうものを出していけるんではないかなという気がするわけです。そこのところも含めて、今言ったように子供を大事にするというブランディングというものを大切にしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、今お話にあったこども貧困対策会議というものですけれども、具体的な構成員とか 所属機関、人数等を御説明いただければと思いますけれども。

- ○議長(杉浦敏和) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G主幹(安蒜丈範) こども貧困対策会議の委員につきましては、その設置要綱に基づきまして、子どもの貧困対策に知見を有する者、こういった方を中心にことしの5月13日付で市長から委嘱または任命を行ったところでございます。

具体的な委員のほうを申し上げますと、若者や子供の支援にかかわる行政関係者、これを4名

任命したほか、学識経験者といたしまして愛知教育大学の大村惠副学長、教育関係者として高浜市教育委員会の教育長、小中学校校長会の会長及び副会長、愛知県立高浜高等学校の校長先生に御参画いただくこととしております。また、学習等支援事業の運営事業者、昼食支援の協力団体、社会福祉協議会や高浜市商工会、こういった子供の育成支援にかかわっている関係団体やステップの利用者の保護者といった方々を委嘱しておりまして、委員全体では現在17人となっているところでございます。

ことしの6月からは、新たにひとり親家庭の子供に対する学習等支援事業がスタートいたしま したので、今後、必要に応じて、さらなる委員の委嘱または任命ということについても検討して まいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

せっかくこども貧困対策会議という会議を立ち上げたということで、今言われたそうそうたるメンバーだと思いますけれども、年に何回という決まった会議でやるということではなくて、いつでも集まっていつでも課題解決ができる、あるいはいつでも提言ができるような形で存在する会議体としておいてほしいなということを思います。年に何回決まった形で会議をやるからそのために来てくださいみたいなものではなくて、やっぱり子供というのはその一時のことが一番大事だと思うんですよね。ですから、タイムリーにそれに対応するために必要であればその会議体でいつでも集まれるんだという体制づくり、それをぜひとも持っておっていただきたいということを思います。

それから、もう一つ、今答弁にありましたひとり親家庭の子どもに対する学習等支援事業ということで、所管が違うのかもしれませんけれども、基本的にどのような事業になるのかを少し簡潔でいいですから教えていただきたいんですけれども。

- ○議長(杉浦敏和) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G主幹(安蒜丈範) 6月2日からスタートいたしましたひとり親家庭の子どもに対する学習等支援事業、こちらにつきましては主に低学年を対象とした放課後児童クラブとの役割分担ということも踏まえまして、ひとり親家庭の児童のうち4年生以上の小学生に対象を限定して実施しているところでございます。

家で一人で過ごすことの多い子供たちの放課後の居場所を確保するということを大きな目的の一つにしておりますので、平日の月曜日、木曜日、金曜日の週3回、16時から19時まで、ステップと同様いきいき広場のほうで実施しております。支援の内容といたしましては、学習支援のほかに体験講座や遊び等の諸活動、おやつや週に1回食事を提供するという活動を行っておりまして、これらの費用として保護者の方々からは毎月2,000円の利用料をいただいているところでございます。

ステップと同様なんですけれども、ひとり親家庭の子どもに対する学習等支援事業におきましても、単に成績を上げるということに主眼を置くのではなくて、学習への前向きな姿勢であったり問題解決能力を養うということ、あとは社会性やコミュニケーション能力の向上につながるような支援を展開してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御支援のほうをいただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

こちらのほうは早々とチラシもいただきまして、説明のことが書いてあるんですけれども、現在のステップは中学生、今年度から高校生ということで、ひとり親家庭の子どもに対する学習等支援というのは小学生ですね。生活困窮の家庭の子たちというのも、習慣とか学習とかといろんな生活の部分の中で、中学生から手をかけるということじゃなくて小学生から手をかけるという形でもいいとは思うんですけれども、その辺のところというのは早期に、ひとり親家庭の子供は4年生からということで、そこの差をくっつけてくる部分というのは、当然厚労省の関係の所管の違いだとか補助金の違いだとかがあると思いますけれども、ここら辺のところというのは市としてはどのように考えてみえるんですか。高浜を例にとって説明いただいても結構ですけれども。〇議長(杉浦敏和) 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹(安蒜丈範) 議員御指摘のとおり、学業不振というもの、これは中学生や高校生になってから突然あらわれるものではないということ、また、学習の態度や習慣・効果的な学習方法ということにつきましては、これは小学生のうちから身につけなければ後々身につけることは非常に困難を伴うということにつきましては広く指摘されているところでございます。そのため、議員御指摘のとおり、早期支援が必要なのはひとり親家庭の子供に限ったことではなくて、生活困窮家庭の子供についてもまた同様であるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、ひとり親家庭の子供につきましては日ごろから親と過ごす時間というのが非常に限られまして、家庭内でのしつけや教育、これが十分に行き届きにくい傾向にあるということ、母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%、これが仕事を終えて帰宅する時間というのが18時以降であるという調査結果があるということ、さらに昨日の教育長の答弁にもございましたが、高浜市の不登校の小・中学生のうち、6割以上がひとり親家庭や要保護、準要保護世帯の子供であるということ、こういった実態を踏まえた上で限られた財源の中で優先順位というものを検証した結果、まずはひとり親家庭の小学生を対象に実施することが適当であると考えたところでございます。

生活困窮世帯の子供も対象にすべきではないのかという議員の御指摘に異論はございませんので、その対象の拡大につきましては、今後の事業の実施状況というものを注視しながら必要に応

じて検討してまいりたいと考えているところでございます。 以上です。

○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。

○13番(北川広人) これははっきり言って国のほうの厚労省のほうも、制度上でいうと意味の違う事業であるという多分捉え方ではないかなということで、国の補助率も2分の1とか4分の3とか違いますよね、それぞれ。そういうところを考えると、それともう一つつけ加えて言うんであれば、しっかりとした食事がとれない子供たちに御飯を食べさせようと全国で広がっているこども食堂もありますよね。それは食事の部分だけかもしれませんけれども、今は宿題を見てあげたりだとか、それから一緒に遊びを教えてあげたりだとかという活動にも広がっているというふうに聞いています。

そうすると、対象となる子供ってみんなそれぞれ家庭に問題があって、自分たちが望むことのないところにいるがためにほかの子たちと違う生活感になってしまっているという子供たちとしては、多分対象的にはほぼ変わらない子供たちなのかもしれません。それをあなたはこちらね、あなたはこちらねということをやるよりも、さっき言ったみたいに子供ってみんなでどうやって大事にしていったらいいんだろうか、それから大事にする底辺をこういうふうにつくるんだけれども、そこからどうしても漏れてしまった子供たちをどう救ってあげたらいいんだろうかというところを高浜市としてしっかりと考えていくべきかなという気がするんですよ。

国の補助事業であるということは、さっき言ったように生活困窮のほうは2分の1でしたか、生活困窮が2分の1、ひとり親が4分の3ですよね。そういう補助金が出ているんですけれども、それだっていつはしごを外されるかわからないじゃないですか。取り組んだ限り、そういう家庭があったりそういう子供がいる限り、自治体としてはずっとその事業はやっていかなければいけないと思うんですよね。それを考えるんだったら、先ほどから何度も言うようにきちんと子供のためのセーフティーネットを高浜市がつくるんだという考え方に持っていかなきゃいけない。そこにかかる財源は、先ほど言ったように基金を本当に一般の方から募って行政は関係なしでやっていくという方法もあるでしょう。いろいろ方法はあると思うんです。そこのところを今後はしっかり考えていっていただかなければいけないのかという気がします。

この一般質問を決めた後から出てきた話なんですけれども、市長もこの間参加されていたと思いますけれども、全国市長会の中で、子どもの貧困対策に関する首長連合ということで、名前が子どもの未来を応援する首長連合ですか、そういったものが首長の中から有志でもって設立されたというニュースも聞いていますし、その少し前ですか、日本財団が50億円かけて今後5年間で全国に100カ所、子どもの第三の居場所づくりをすると、ベネッセコーポレーションと組んでやっていくというニュースも聞いています。もう今年度には埼玉県戸田市ですか、そこにつくっていくという話を聞いておりますし、つい二、三日前は、大村愛知県知事が愛知県が子供の貧困率

調査を本年度3万5,000人の抽出ということですけれども、全県下でやっていくと、それをまた各自治体に調査報告をするというお話がありました。これも新聞に何度も載っていますので御存じの話かと思いますけれども、そういったことも含めて、これはあってはならないことなんですけれども、ある限りは対処しなきゃいけない。その対処の仕方というものは、子供に罪があるわけではないし色がついているわけでもないわけですから、やはり子供を大事にするという高浜市のブランディングをしっかりつくることと、これは市長はずっと言ってきていますよね。市長になられるときのマニフェストから、それとともに子供たちのセーフティーネットをどうつくっていくかというところにもはや来ているのではないかなという気がします。

ぜひ他市の例も参考にしながら、そしてまた、昨年でしたか、2015年に、高浜の場合はコミュニティ・カルテ調査、CCS調査をやっていますよね。これは当時5つ、6つの自体体がやっているものですので比較対象が非常に少ないと思いますけれども、愛知県の調査が知事の話によると、16年度に調査をして17年度にはきちんと施策としてそれを生かしていくんだという話をされておりますので、それに対して高浜市は、少なくとも生活困窮家庭の子供に対する学習等支援事業、それからことしから始まったひとり親家庭の子どもに対する学習等支援事業というものが経験値としてあるわけですから、そこにうまく早く乗っかれるようにというところと、それからもう一回言いますけれども、国にしても県にしてもはしごを外すのは簡単なんですよ。それがなくてもやれる施策でなければ意味がないです。これはその子供たちが将来この日本のために、この愛知のために、この高浜のためにきっと役立つ大人になってくれるんじゃないかなということを期待して、未来の高浜を頼むねという気持ちでやっていくんだというところが市民の方々にも御理解が一番得られるところではないかなということは思いますので、ぜひそういったところを御検討いただきたいということをお話しさせていただきたいと思います。最後に、市長、この件につきまして何かございましたら一言お願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 市長。
- ○市長(吉岡初浩) いろいろ御提言をいただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおり、子供の貧困対策の事業というのは私どもも唐突にやったわけではありません。国がこういう形で事業化を進める前にコミュニティ・カルテ調査である一定の調査をさせていただきました。やはり子供さんの一番は就労に向けて何が必要かみたいなところが一つ大きなテーマになりました。高校卒という資格は非常に大きいですね。そういったところを家庭でいろんな諸事情があってできないから放っておいていいのかという中で、国の制度で出てきた学習支援というのがありましたので、最初の年から取り組みをさせていただいたのはそういうところにあります。

また、拡大をさせていただいたのも、議員がおっしゃるとおりでして、国はこの制度を本気で 考えておるのかと、私も所管が違うだとか制度が違うからといって対象が変わっておると、もう 少し小さいうちからそういう取り組みをやるべきだろうというのに対象が分かれてしまう。こん な不自由な制度はないと思います。ただ制度上、国がこういう形でといっている中でこれを取り 組まなければ私どもも意見が言えません。だから、これは確実に言えるのは、こういう事業に取り組んでいく中で制度を変えるんだと、制度を変えるべきだという意見を我々は言っていけるような、これは実際の事業とはちょっと違う観点でありますが、拡大をしていく一つの大きな理由 にはなっておるところであります。

それから、もう一つは、今おっしゃったとおり、子供を支えておるのは親だけではないです。 その地域というものに対して親御さんが信頼を寄せていただく一番これは近道になるんじゃない かなというのは、親御さんに直接アプローチをしても難しいと思います。子供さんを通じて地域 とのつながりというのを御理解いただく中で、社会の中でいろんな課題を抱えているもちろん親 御さんへの支援も必要ですが、子供さんを通じてそういう社会の中での地域での支えというもの は親御さんにも私は伝わっていくんじゃないかなというふうに思っております。

そういった理由があってこの事業に取り組んでおりますが、最終的には地域、行政ともに、基金の問題もありますが、そういう子供さん、それは課題を抱えている子供さんだけではなくて、地域の子供さんたち全部をひっくるめて地域と一緒になって、この高浜市を支えていく子供さんを支援していくのが行政の役割だというふうに思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

もともとの子供という部分、未来の高浜にとって大切な宝であるという部分というのは、市長になられる前からおっしゃられたことですし、それに対してしっかりと前向きな事業展開ができておるということだと思いますけれども、やはり使い勝手のいいというかそういったものにしていく、理解がしやすい、そういったことにしていくことが大事なことかなということを思います。

それと、1つだけお願いをしたいのは、中学生の子供たちがステップにおいては12名みんなそれぞれ望む進路に進めたというお話が一番初めにありました。その後もしっかりと手をかけてあげてほしいんです。変な言い方ですけれども、追跡的にどう、大丈夫、元気みたいな形でいいんです。そういったことをやっておくことがすごく大事だと思います。その子たちが今度またステップで先生役になったりだとか、お兄ちゃん、お姉ちゃん役になったりだとかということが可能だと思うんですよね。次につなげるというのはそういうことかなということも思いますので、ぜひそういう形でステップをさらによくしていく、そしてまたもう一つは、ひとり親家庭の子どもの学習支援のほうも同じような形で進めていっていただければありがたいかなということを思いますし、帰れる場所づくりという意味でも大事なことかなという気がするもんですから、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に、2番目の質問ですけれども、認知症予防施策についてであります。

高浜市では、認知症予防の取り組みとして「脳とからだの健康チェック2015」をずっと始めてきておりますけれども、つい先日、これもチラシがありましたけれども、今月の19、20が最終というチラシをいただきましたが、これ自体本当に準備から何からというとすごく長い取り組みになってしまいましたけれども、この取り組みで一番大事なことは何かというと、病気もそうですし、それから今回の認知症のこともそうなんですけれども、健康な方も含めて全ての対象がいかに大きなパイであるのかということがすごく大事なことなんですよね。そのパイの中から取り上げて、それでこういう取り組みをしていくということが一番大事だと思います。これはポピュレーションアプローチということで、要は多くの人たちが少しずつよくなることによって全体が少しよくなるという、平均値を上げようという単純なことなんですけれども、それがこういったことではなかなかできないというのがこれは世界的な傾向であるということも聞いております。

今回の脳とからだの健康チェックは60歳以上の全市民を対象にしたということで、今月で最終ということはもう終わるわけですので、具体的な受診者数ですとか男女の比率ですとか、現行つかんでみえる動向というんですか、そういったものがわかればまずもって教えていただきたいと思いますし、それとともに、それを受けて市としてどのように評価をしているのか、そういったところも聞かせていただければと思います。

○議長(杉浦敏和) 福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) 今回の脳とからだの健康チェック2015は、市民の方にみずからの状況を知っていただくこと、これが認知症予防のスタートになることから、健診機会を多く設けること、これを優先して取り組んでまいりました。平成27年9月から町単位で実施をさせていただき、平成28年3月で20町全てが終了しております。平成28年度に入りまして、未受診者の再勧奨、4月と5月も健診を実施させていただいており、これまでの健診回数は45回となっております。今後は、今言われた6月19日、20日に予約不要の受診日を設けており、この2日間をもって終了となります。

これまでも申し上げておりますように、通常の健康診査と異なり、受診機会は今回のみという ことで6月は最後の健診となりますので、この機会に少しでも多くの方に受診いただきたいと思 っております。

次に、具体的にちょっと数字を挙げて説明をさせていただきますが、受診者の状況ですが、この5月末時点で対象者9,716人中、3,980人の方に受診いただき、受診率は41%となっております。 受診状況では、男性の受診者が1,740人で受診率は37.9%、女性は2,240人で受診率は43.7%、女性の受診率が高くなっております。

次に、年齢別の状況を御紹介させていただきますが、70歳から74歳、これが一番高く46.8%、 続いて75歳から79歳が44.2%、65歳から69歳が43.6%となっています。また、一番受診率が高か ったのは女性の70歳から74歳で50.2%と、対象者の2人に1人は受診されたことになります。一方で、60歳から64歳の受診率では、女性が43.5%であるのに対し、男性は32.9%と大きな差があります。また、健診受診者については当初4,000人を目標としていましたので、6月の健診終了時には目標値を達成できるものと考えております。

次に、脳とからだの健康チェックを受けられた方の健診の傾向、これにつきましては3月受診までの結果を事業報告書として国立長寿医療研究センターのほうからいただいておりますが、全体的な傾向として、脳の健康度、体の健康度ともによくも悪くもなく、全国の平均値と同様の傾向である、こういうような報告を受けております。

なお、健診開始当初は20%程度の受診率でスタートしましたが、健診後半では40%を超える受 診率となっておりまして、受診された方の口コミの効果、これもあり受診率が向上してきたもの と思っております。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

目標の4,000人というのは多分達成ができると思いますけれども、今の結果でいうと、よくも 悪くもなく全国平均値と同等の傾向であるということはこれは非常にいいことであって、高浜は 特に悪いとかすごくいいとかという結果が出るとその後やりにくくなる可能性もあるものですか ら、これはこれでよかったと思いますけれども、どちらにしてもこれは高浜市と国立長寿医療研 究センターの共同事業ということで、市町村というものを研究フィールドにして調査研究という ことを考えると、市からすれば市の取り組みというものが研究につながる、それから研究機関か ら見れば研究が市町村にとって有益になればいいというような考え方の中で共同事業というもの が多分やられてきておるとは思うんですけれども、たしかどこかの一般質問でも言わさせていた だいたんですけれども、誰のためにやるかといったら市民のためなんですよね。市民のために結 局よりよい事業としてしていかなきゃいけないんです。これは今はまだ皆さんに参加をしていた だいてデータをとっただけの話なものですから、ですから、それを考えるとこのデータを使って 今から何をやっていくんだというところが一番大事だと思うんですよ。それを結局国立長寿医療 研究センター、高浜市、それから市民、こういった方々それぞれの思惑がある中で、それぞれの 思惑を上手に埋めていくための取り組みというものが今から大事になってくると思うんですけれ ども、そこについてはどのような視点を持った取り組みを考えてみえるのか、これをお尋ねした いと思います。

- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) お答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、脳とからだの健康チェック自体は名古屋市や大府市でも行っております

が、これから高浜市が取り組んでいく健康自生地を使った認知症予防の効果の検証、これは国立 長寿医療研究センターにとっても新たな取り組みでお手本やモデルがあるわけではありません。 市と長寿研が互いに現状の課題を確認し、協議を行って進めていくことが事業を成功に導くこと につながっていくものと考えております。定期的に打ち合わせを行い、スケジュールも含め、す り合わせや修正を行いながら事業を進めております。また、実際にホコタッチを持たれた方、こ れで活動をされている方の意見も市が取り上げ、会議の中で提案をさせていただいておりますの で御紹介させていただきます。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) 今、ホコタッチを持たれて活動されている方の意見も提案させていただい ておるという話がありましたけれども、具体的にはどのようなことがあったのか、これについて お聞かせいただきたいんですけれども。
- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) 受診された方がお持ちのホコタッチは、みずからの活動内容をプリンターで打ち出して確認することに加え、健診を受けられた方4,000人の中で自分はどのあたりに位置するのかという、この活動状況のランキングを専用のホームページで確認することができます。新たにニックネームから検索できる検索機能を追加したことにより、すぐに自分の位置を確認できるようなカスタマイズ、これも利用者の意見を取り入れ、反映して修正していただいた結果です。
- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

私は実は残念ながらこれをいただける年じゃないものですから、見たことはあっても持ったことがないという悲しい状態での一般質問ですけれども、例えば女性の方なんかでベルトのない洋服なんかだとつけられないとか、それから、いっとき張り切り過ぎて疲労骨折の方が非常にふえたとか、それからちょっと不謹慎かもしれませんけれども、例えば葬儀のときに結構つけている方がいるということは、要は喪服を着てもつけるという、もう習慣づいているこの定着率というのはすごいなということも思ったりしましたし、他市の方からは、ふるさと納税するからあれやらせてくれという、そういうシステムはないのかという話もありましたし、本当に話題になっていたというふうに思います。

これ自体が、市民の方々があのときに受診してよかったなというふうに言っていただける事業に今から当然していかなきゃいけないんですけれども、正直言って4,000人の数というのは届かないのかなという気がしたんですよね。さっき言ったように冗談ではなくて本当にあった話をさせていただいたんですけれども、それぐらい定着しているんですが、でも初めは4,000人なんて無理だろうということを思っていたんですよ。それで、受診勧奨というものをいろいろやられた

と思うんですけれども、そこについてはどういう方法でどういう効果につながったのかというと ころは、お聞かせいただければと思うんですが。

- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) 今回の健診も開始当初は受診率が低く、開始当初は実は民生委員さん に御協力いただき、日ごろから訪問されてみえるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、こちら を中心に受診勧奨を行っていただきました。また、シルバー人材センターのほうにも御協力いた だき、会員さんに65歳以上の方を対象に訪問していただきました。

一方で、一番最初に申し上げたように、60から64歳の方については受診率も低かったことから、市としても、この世代の受診率を上げていくことが全体の受診率の向上につながるものであると考えておりました。このことから、健診の必要性を一番市民の方に説明できる認知症予防スタッフの方に訪問いただくこととし、結果として多くの方に受診していただくことができたと思っております。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) もう一つお尋ねしますけれども、例えば民生委員さんとか認知症予防スタッフの方々に、先ほど部長のほうから説明があった結果というか、受診率がこれぐらいでしたよとか、この年代の人たちはこれぐらいの受診がありましたよとかということは、これはそういう方々にはお伝えされたんですよね。何か発表する場があったんですかね。
- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) このこと自体は私どもの中で協議をして、こういったところで受診率を上げていくためにはというようなことで、特に長寿と高浜市の間で協議をしてお願いしていたというのが実情であります。
- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ぜひ民生委員さんとか、それから認知症予防スタッフの方々に、皆さんのおかげでこれだけの方に参加をいただいたんですよということをお伝えする場面というのは大事だと思うんです。結果がどうだった、こうだったというような話じゃなくて、その方たちというのは本当に受診勧奨にすごく動いていただいたということで大事なことだと思うんですよね。

その辺のところはお願いをしておきたいなということを思いますし、それから予防スタッフの 方々というのは国立長寿で実施する養成研修を受けられて、何度も大府まで足を運ばれたりだと かという話も聞きましたんで、そういう部分でいうと、脳とからだの健康チェックでの実践を通 してのスキルというものをしっかりと身につけてみえる方であるわけです。こういった方々が地 域における認知症予防の推進役という形で期待ができるんではないかなということも思いますし、 それからもう一つは、ホコタッチというか万歩計を持って実際受診もされてやっている方の中で、 今回はこれ、認知症予防の事業じゃなくて、認知症予防のための研究のための受診をふやすため の事業であり、受診をふやすためのことであるんですけれども、実際万歩計を持った方が中でエンジン役となって、おい、これやろうよ、やろうよと言って動いた方はたくさんいると思うんですよね。例えばまち協だったり町内会であったり、いろんな団体であったり、そういうところに所属した方がこれ知っとるかみたいな感じで話をして、そういうエンジン役になった方というのは必ずいると思うんです。そういった方々もやっぱりしっかりと把握していただいて、今後の活動に、そういった方々がこの高浜の高齢者の方々の今からの認知症予防の活動をエンジン役として引っ張っていっていただける可能性というのはすごく高いと思うんですよね。

前も御紹介しましたけれども、山口の夢のみずうみ村に行ったときもそうですけれども、やっぱりエンジン役となる水先案内人の方がみえて、その方がほかの利用者の方と会話をする会話を聞くと、あと何周すると何ポイントだよねということを毎回声がけするんです。その方とすりかわるために頑張るんですよね、そのすりかわる人が。そういう人がエンジン役としているから成り立っていくんですよというお話を当時現地で聞いた覚えがあります。まさにそれが高浜で起こったのかなという気がするんですよ。

ぜひそういうところもあわせて今後の展開に結び付けていただきたいと思いますけれども、今後の展開についての質問になるんですが、きょうの質問の最初に、脳とからだの健康チェックについてはポピュレーションアプローチの手法だよという確認をさせていただきました。今後実施していく認知症予防の取り組みも、ポピュレーションアプローチによる取り組みが必要であるというふうに思うんです。みんなでという気持ち、それから全体の底上げをするということが大事なことなんですよね。

ですから、予防のアプローチとしては3つの視点があると言われております。まず、1点目が生きがい型のアプローチで、囲碁や将棋、パソコンや園芸、体を動かすウォーキングとか健康体操、そういったものを予防として意識していなくても、生活習慣の中で日常的に取り組むことによって認知症の危険因子を低減するということ、それからもう一つは目的型のアプローチで、その特徴というのは生きがい型と違って認知症予防という目的を持って意識をしてプログラムを行うこと、そして3つ目が訓練型のアプローチで、認知症予防に興味を持つ方は、認知機能を鍛える方法さえわかれば自主的にプログラムに取り組まれていくと、だからプログラムを用意していくことが重要になるということです。この3つの視点というものを踏まえて、市としての今後の方向性、これを確認させていただきたいと思います。

○議長(杉浦敏和) 福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) 昨年の9月から始まりました脳とからだの健康チェックが今月で終了することから、スタッフの皆さんの中はお手すきになる方もおみえになります。現在、スタッフの皆さんに、実際の健康自生地での活動をごらんいただき、どんなアクションが起こせるのかを私どもと一緒に検討していただいております。

健康自生地にでかけていただき、コグニサイズなどの活動を実践することで、介護予防や認知 症予防に効果があることがわかれば、より一層閉じこもりの防止や外出の促進につながりますの で、スタッフのマンパワー、そしてその専門性を発揮していただくことを期待しております。

これから高浜市で取り組む健康自生地を利用した認知症予防事業は、予防を意識してプログラムに取り組む、生きがい型から目的型への転換がベースとなってくると考えており、そのためのツールが今回受診された方がお持ちのホコタッチです。さらに、予防に取り組まれる方の訓練型のアプローチとしてメニューも用意していく必要があり、その一つがいきいき広場で実施をしておりますマシンスタジオのコグニサイズ教室であると考えています。また、国立長寿医療研究センターが新たに開発したコグニバイク、これはエアロバイクのようにペダルをこぎながら、ハンドル部分に設置されましたタッチパネルに表示される課題に取り組む自転車型のトレーニングマシンのことですが、この導入についても検討をしていきたいと考えております。

○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。

○13番(北川広人) 今のお話ですと、ホコタッチ自体がこれから始まる認知症予防事業における重要なツールになるというお話ですけれども、まだまだ自分の活動記録の打ち出しとか自分のランキングを見るとかというと、単体の活用の部分というのがすごく多く取り沙汰されているような気がしてならないんですよね。入るきっかけというのはそれでいいんですけれども、今部長が説明されたような部分というのをしっかりと市民の方々、今回受診をされた方々にわかっていただかないと次のステップにつながっていかない。これで十分、自分はこれだけ運動したんだという自己満足の中で消化されてしまうということになってしまいますので、そこで大事なところは何かというと、せっかく歩いたんだから健康自生地へ寄ってみようかというのは、もとからのこの事業の目的ですよね。ですから、健康自生地を使った予防事業になっていくということ、これについての今後の進め方ですけれども、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(杉浦敏和) 福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) 御質問のとおり、これからは健康自生地を使って、どういった健康自生地へ通って活動している方が認知症の発症リスクを軽減できるのか、健康自生地ごとの活動内容と予防の因果関係まで含めた調査を実施していきます。

健康自生地のどこでの活動が認知症予防に効果があるのか、個人の活動状況のデータを分析するためにも、健康自生地に行っていただくこと、そしてホコタッチをかざしていただくことを習慣にしていただく必要があります。そのためには、ホコタッチの活動実績に対するインセンティブも必要となります。現在、ポイントに応じたプレゼントをお渡しするような新たな取り組みを国立長寿医療研究センターと一緒に検討しておりますのでよろしくお願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございます。

これで国立長寿との連携がなくなるわけではなくて、今回の脳とからだの健康チェックという 事業に関しては一応一区切りという話だと思いますけれども、今後、例えば今から60歳を迎える 方々がホコタッチの万歩計が欲しいというようなお話が出た場合に市としてはどうされるんです かね。考えはありますか。

○議長(杉浦敏和) 福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) 今回は一つの研究事業ということで実施をしたことから60歳以上の方を対象にということで、私どもとしてもなるべく多くの方に受けていただきたいというようなことをお願いしておりました。今御質問にありましたようなそれ以外、これから60になる方についてはこの事業に該当しないことからお渡しするようなことは考えておりません。ただこれから先、こういった健康自生地を使った成果というのが新しい形で出てきますので、そちらのほうの情報という形でしっかりとした研究成果をそういった新たに60歳になられる方にお渡ししていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。

○13番(北川広人) ホコタッチを使って皆さんに歩いていただく、それを進めるに当たって自分の運動量がわかる、それをまたランキング制にして楽しみを与える、それから健康自生地等で先ほどの話だとポイントに応じたインセンティブを与えるというようなことというのは、これはとにかく活動していただくという意味の中では僕はこれはいいと思うんですけれども、実際、今後の展開の中で、果たしてそういうものがなくて、皆さんが本当に市内を歩き回る、動き回るというような形に進んでいくのかなというとなかなかそれが難しい部分があります。

というのは、何かというと、今国立長寿との実証研究が終わってから、じゃ「次に何があるの」が見えていないんですよね。ですから、やられた市民の方々もそうですし、もうあと少しで60みたいな人たちがあと5年もすれば、10年もすれば対象になる我々は、じゃ、次どうしていくんだろうかという部分が見えてこない。ここが少し不安を持つところなんです。

ですから、そういう部分でいうとこれだけが認知症予防であり、認知症対策であるという話ではないんですよね。どうもここ1年、この件が本当にしっかり力を入れてやったがうえにメディアにも多く取り上げられて、それでもって逆の部分も出てきたのかなという気がするんです。高浜が認知症に対する施策をほかに何もやっていないようなイメージ、何もやっていないようなイメージって言い過ぎですけれども、実際例えば医療の面でいうと医師会の御協力をいただいて実施している認知症初期集中支援チームという取り組みがあったりですとか、認知症サポート医の資格取得補助があったりですとか、キャラバンメイトや認知症サポーターの養成というものもやってみえますし、各宅老所であったり何かでもいろんなことをやってみえますよね。そういうものが、結局脳とからだの健康チェックの部分がすごく大きく動いちゃっていて、これが高浜の認知症の施策なんだみたいな感じに思えてしまっているところがないかなという心配、今回の事業

を通して次のステップというものをもう少し早く見えるようにしていかないと次につながっていかないんじゃないかという心配があるんですけれども、そこのところがどうなのかなというところ。

それから、健康自生地というのは、皆さんがいろいろ手を挙げてくれて、いろいろ知恵を使っていただいて、ぜひうち寄ってってくださいねみたいなことをやってくれていますよね。その中に今度は人の集まる健康自生地があって、人の来ない健康自生地があって、あるいは高浜でもこの地区はすごくいい健康自生地が集まっていて人がいっぱい来るけれども、この地域には健康自生地すら数が少ないし人が集まらないみたいな部分が起きてしまったりだとか、そういったことも起きてくるわけですよね。

ですから、政策として進めていく上では、やっぱり市民の方々に均等に後々ずっと役立つ形で存在する健康自生地であってほしいし、それを60歳に満たない方でも当然そこに立ち寄って世間話をしたりだとか、同じようにそこで一緒に体操をやったりだとか、やればいいじゃないですか。 〇議長(杉浦敏和) 北川議員、残りあと5分です。

○13番(北川広人) そういったことをぜひ考えていくような形で進めていただけんかなという ことを思います。これは似たようなことを毎回言っておるわけですけれども、そこのところをお 願いしたいというところです。

認知症だけではなくてこれは介護の部分もそうですし、健康自生地というのは介護のためにもなる、そういう使い方も十分にできると思います。それから、例えば障がいのある方が立ち寄ってほっとできるスペースであったりする可能性もあると思うんです。そういったことを全部含めた健康自生地という考え方を、要は宅老所というのはやっぱり高齢者の方が使う、僕らが気楽に行って御飯を食べようと余り思えないところだと思うんです。ですけれども、誰もが使っていいんじゃないですか、そういう形でそこが健康自生地になっていくんだったら、別に健康な人だって、それから高齢者じゃなくたって、誰が使ったっていいという形で持っていくことによってもっと大きな広がりを持てるようなことも考えられるんじゃないかなという気がするんです。

夜まちを歩くと、ほぼ人とすりかわるということがないです、高浜って。本当にほとんどないですよね。それは夜じゃなくても昼間でも、そんなに多いかというとそうでもないと思います。 そういったところも考えていっていただけるような施策にぜひつなげていただきたいと思います。 最後に、市長、恒例ではありますけれども、一言ありましたらよろしくお願いします。

○議長(杉浦敏和) 市長。

○市長(吉岡初浩) まず、御協力をいただいた市民の方々ということで、きょう実はグラウンドゴルフのミニクラブの大会がありまして、私はチラシを持っていかなかったんですけれども、会長さんみずからが6月19日、20日、最後のチェックがありますので皆さんお越しください。まさに北川議員も言われたように、住民の方々がそれぞれこれいいなというふうに思っていただい

て広がったんだなと、感謝申し上げたいと思います。また、取り組んだ結果が市と国立長寿の共同の事業でということだったんですが、結果的には皆さんが自分の健康を考えていただいて、今いきいき広場でコグニサイズを始めているんですが、ここの利用者の方もふえてきている。要は自分たちで予防していこうというそういう自然なつながりにもなったんだなというふうに思います。

最後に、今の自生地の話ですが、自生地はまさに最初から、日常生活で皆さんがふらっと訪れることを目的にしておるんです。それが認知症だけのものでもないですし、我々は、もともとは高齢者の方が1日の自分の活動を、ここへ行って、ここへ行ってという場所を自分で考えていただいて寄っていただけるメニューをふやそうと、だから事業所も入っているんですね。そういう意味では事業所というかお店ですね、入っているのは。それは子供さんも来るし普通の人も来るわけですよ。だから、これからは高浜の中でそういう自然に日常生活の中にこの事業が落とし込まれることによって、おっしゃったように年代の区別だとか高齢だとか、それから障がいがあるとか、そういったものを区別なしに、そこで住民の方々が行き交えるようなそんなところになればいいかなというふうに思っております。これからも御協力お願い申し上げます。

- ○議長(杉浦敏和) 13番、北川広人議員。
- ○13番(北川広人) ありがとうございました。

ぜひとも単発の事業ではないということで、しっかりとこの後のことも進めていただくことを お願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(杉浦敏和) 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(杉浦敏和) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、15番、小嶋克文議員。一つ、防災行政について。以上、1問についての質問を許します。
 - 次に、15番、小鳴兒又議員。一つ、防災行政について。以上、1 間についての質問を許します。 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) 通告に従いまして、防災行政について一般質問をさせていただきます。 初めに、老朽化ブロック塀の対策について質問をさせていただきます。

4月14日に発生しました熊本県熊本地方を震源とする地震が発生してから、早くも2カ月が過ぎます。今回の地震では48人の方が亡くなり、現在も行方がわからない方が見えます。負傷された方も大変多く見えます。この場をおかりしまして、改めて亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。

今回亡くなられた48人の中に、29歳の青年が倒壊したブロック塀に押しつぶされて亡くなるという痛ましい事故も含まれております。倒壊した家屋とともに十数メートルにもわたって倒壊し

たブロック塀が、道路をふさいでいる光景がテレビで報道されています。今回の熊本地震では、 多くのブロック塀が倒壊しました。

老朽化したブロック塀は、倒壊すれば通行人を押しつぶして、死に至らしめる大きな危険があります。1978年の宮城県沖地震では、亡くなった方28名のうちブロック塀や石の塀の下敷きになり18名の方が亡くなっています。

さらに、倒壊したブロック塀は、歩行者や車などの交通の妨げになります。狭い道路でブロック塀が倒壊すれば、一般車両はもちろんのこと緊急車両も通行が遮断され、2次被害につながります。火事が発生しても消火活動ができません。火の手から逃げることもできません。道路の確保は、災害時において何よりも優先されなければなりません。本市においても、市内の至るところでブロック塀を目にします。今回のように大地震が発生したら、倒壊は避けられない老朽化したブロック塀も多く目にします。以下、何点か質問をします。

1点目は、私たちが住む愛知県においても、30年以内に震度6強クラスの大地震が発生する確率が70%と予想されております。老朽化したブロック塀対策は喫緊の課題でもあります。防災・減災の観点から老朽化したブロック塀について、どのように認識しているのでしょうか。また、本市においては、現在、老朽化したブロック塀に対してどのような対策をとってみえるのでしょうか。今後の対策についてもお伺いいたします。

2点目は、小・中学生が登下校する通学路にも老朽化した危険なブロック塀が設置されている可能性もあり、大変心配されます。通学路においては、交通安全、防犯対策などさまざまな角度から点検がされていると思いますが、通学路におけるブロック塀の点検は行われているのでしょうか。

3点目として、本市では生け垣の設置及びブロック塀を撤去した後の生け垣の設置に対して補助制度がありましたが、現在はこの制度は終了しているとのことですが、終了に至った理由は何でしょうか。

また、この制度を利用した件数は何件あったのでしょうか。

今回の熊本地震に見られるように、老朽化ブロックの倒壊の危険性は今後も十分に想定されます。というより、年数がたてばたつほどコンクリートが劣化し、倒壊の危険性はさらにふえるのではないでしょうか。老朽化したブロック塀の撤去及び補修に対する補助制度は継続するべきだったのではないでしょうか。他の自治体の取り組みも参考にしていただいて、老朽化したブロック塀に対する新たな補助制度の検討を要望いたします。

次に、災害時における医療救護等に関する協定について質問させていただきます。本市では、 大地震などの災害に備えて、自治体、一部事務組合、社会福祉法人、民間事業所などさまざまな 災害協定を結んでおります。今回の熊本地震においても、本市は全国ボート場所在市町村協議会 の災害協定に基づき、熊本県菊池市に対して、土のう袋やブルーシートなどの物資を送っていま す。きょうは災害時における医療救護活動の協定について質問させていただきます。

大災害が発生したときは、家屋の倒壊、火災等により多くの死傷者が発生することが想定されます。地域の医療機関も被害を受ける可能性があります。災害時は医療従事者も被災者です。また、医療に必要な資源が大変不足します。しかし、どのような混乱の中であっても、自治体は一人でも多くの命を救わなければなりません。

1点目として、本市におきましては、1997年3月26日、高浜市薬剤師会との間で、災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書、さらには2011年4月1日に高浜市医師会との間で災害時における医療救護に関する協定書を結んでおります。協定書ではどのようなことが取り決められているのでしょうか。

2点目は、災害時、刈谷豊田総合病院高浜分院、さらには本院との間では、医療救護に関して どのような協定を結んでいるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終了します。

- ○議長(杉浦敏和) 都市政策部長。
- ○都市政策部長(深谷直弘) それでは、御質問の防災行政について、(1) 老朽化ブロック塀の対策について、(2) 災害時における医療救護等に関する協定についてにそれぞれお答えいたします。

初めに、(1) 老朽化ブロック塀の対策についてお答えします。

本年4月14日に発生しました熊本地震を初め過去に発生した大規模地震では、建築物の構造部分の損傷以外にも非構造部材といわれるブロック塀の倒壊、外壁材・天井材・窓ガラスの落下などの被害が多数発生しました。

御質問の中にもございましたが、昭和53年6月12日の宮城県沖地震では18人、さきの熊本地震ではお一人がブロック塀の下敷きにより亡くなっており、また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、1,500件のブロック塀の倒壊が報告をされています。

1点目に御質問の、本市の老朽化したブロック塀に対する現状と対策でございますが、ブロック塀は日常生活の中でプライバシーの確保、防火、町並みの景観といった面において役立つと言われていますが、一方で、防災・減災上の観点から見ますと、大規模地震による老朽化したブロック塀の倒壊は、死傷者が出るだけでなく、道路閉鎖等により、避難や救助活動の妨げとなる恐れがあり、被害を縮小し迅速な復旧作業を行うためには、建築物の耐震化だけでなく、老朽化したブロック塀の安全対策を推進していくことも重要であると考えております。

社団法人日本建築コンクリートブロック工業会が作成しております「ブロック塀大辞典」では、 危ないブロック塀として、1、傾きまたはぐらつきがある。2、ひび割れがある。3、高さが高 過ぎる。4、控え壁の間隔が広すぎる。また控え壁がない。5、透かしブロックが連続して使用 されている。また多過ぎる。6、築後30年以上たっている。またブロックがボロボロである。7、 石垣などの上に建っている。8、土どめに使っているといった8項目が挙げられており、そのうち一つでも該当する場合は、そのブロック塀は地震などにより倒壊の危険性があるとしています。また、建築基準法施行令の第62条の8では、ブロック塀に使われている材料の規定、高さ、厚さといった最小限守らなければならない基準が定められており、この基準に即した安全なブロック塀の設置を推進していくことが、災害時における人的・物的被害をなくすためにも重要となります。

本市の現状でございますが、具体的な場所や全体の数等の調査及び把握はこれまで実施されておらず、老朽化したブロック塀に対する対策は十分でないと考えております。また、さきの8項目に該当します危険なブロック塀などに関する情報につきましても、市民の皆様に対して積極的には情報提供を行っていないことから、今後は広報やホームページ等に必要な情報を掲載するなど、大規模地震が発生した際には、速やかに安全な行動がとれるよう周知を図るとともに、現状調査につきましても、まちづくり協議会を初めとした地域の皆様と連携をしながら対策を検討してまいりたいと考えております。

一方、危険なブロック塀への対策を進めていくためには、ブロック塀の所有者に対する取り組みも重要となります。社団法人日本建築学会が策定しました「問いかけられる自己責任 あんしんなブロック塀を目指して」の中には、ブロック塀に関する仕組み、劣化と転倒防止対策、安全なブロック塀対策に関する記載に加え、ブロック塀の耐震方法や耐震カルテが掲載されております。イラストも多く盛り込まれており、市民の皆様が見ても大変わかりやすい内容となっています。

また、岡崎市では、この冊子をもとに「ブロック塀の安全を確かめましょう! ブロック塀等 の危険性と安全性」と題したチラシを作成し、所有者に対し適正な維持管理を呼びかけています。 本市もこれらを参考にしてチラシを作成するなど、ホームページ等を活用し、所有者に対しましても周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目に御質問の通学路における老朽化した危険なブロック塀への安全対策でございますが、ブロック塀を含めた通学路全般の安全対策として、毎年、各学校の交通安全担当の教員が中心となり、学区内の通学路の調査を実施し、その結果を踏まえ、教育委員会、道路管理者、市交通安全担当者、警察等により現地調査を実施し、必要な改善を進めているところでございます。

平成27年度では、高浜小学校10件、吉浜小学校10件、高取小学校8件、港小学校8件、翼小学校10件、高浜中学校2件、南中学校7件の計55件の改善案が出されましたが、その多くは横断歩道の設置や塗装、カーブミラーや側溝ぶたの設置といった内容であり、ブロック塀に関しては、個人の所有物ということもあり1件もございませんでした。

しかしながら、通学路沿いにはブロック塀が設置されている箇所も多くございます。特に道路 幅員の狭い通学路沿いにあるブロック塀が災害等において倒壊した場合、登下校の子供たちが被 害に遭う危険性があります。そのようなことにならないよう、今後の通学路の調査等の中で、危険と思われるブロック塀の対策も含め学校関係者と調整、検討を重ねてまいりたいと考えております。

さらに、本市におきましては、高浜市教育基本構想に基づき、全ての小学校において、主に6年生を対象に総合学習の一環として防災教育に取り組んでおります。これまでの活動の例を申しますと、子供たちの目線で危険な場所などを調査し、その結果をまとめた防災マップを作成した学校、他にもまちづくり協議会の皆様と一緒になってまち歩きを実施した学校もございました。このような活動を通して子供たちの防災意識を高め、地域の大人や子供が一緒になって通学路にある危険なブロック塀の現状把握等に努めていくことも重要であると考えております。

次に、3点目に御質問の生け垣の設置補助に関する御質問でございますが、本市におきましては、地震などによる災害防止や緑化の推進を図るため、平成2年度から平成21年度まで、既設のブロック塀を取り壊して生け垣を設置する方や新たに生け垣を設置する方に対しまして、前者の場合は必要経費の3分の2、上限5万円まで補助金を交付しておりました。補助制度がございました20年間の実績は、前者については3件、後者については39件の計42件でありまして、単年度当たりの件数は、単純に割り返しますと年2件程度となります。

このように実績も少なかったことから、平成21年度補助金等評価委員会におきまして、委員から「補助金交付規則の目的の緑化の推進及び良好な生活環境づくりを図り、地震等による災害防止及び緑の育成に寄与するための必要性は理解できるが、補助制度の設置年数も長く、利用件数もわずかである」といった意見等が出され、最終的に「十分な成果が得られておらず、継続しても成果は期待できないことから廃止が望ましい」との審査結果が示されたことを踏まえ、平成22年度予算への反映を見送り、廃止に至っております。

本制度廃止後は、ブロック塀のハード面での支援に関しましては、具体的な制度がないのが現状でございますが、冒頭でも申しましたが、過去の地震を見ましても、特に直下型の地震の場合は、古いブロック塀の倒壊により大きな被害が出ております。全国各地の自治体のホームページ等を見ますと、老朽化したブロック塀に対して補助を実施している自治体もございます。国や県の補助金や交付金の中で、ブロック塀対策に該当しそうな補助制度はないのか、また、県内や近隣市町で同様の補助制度を実施している自治体などはどの程度あるかといった現状調査を実施し、その効果を踏まえ、今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

高浜市地域防災計画では、地震防災上必要な教育及び広報として、住民等に対する教育の中で、 ブロック塀の倒壊防止についても記載しております。また、本年3月に改訂をしました高浜市建 築物耐震改修促進計画におきましても、関連する対策としてブロック塀の安全対策に取り組むこ ととしております。 ブロック塀のような私的財産は、所有者の責任において適正に維持管理するのが基本となりますが、所有者の意識は決して高くないのが現状です。地域や学校と連携をして、通学路を初めとした危ないブロック塀の現状把握やチラシ等による所有者に対する適正管理の呼びかけ、新たな補助制度の検討など、この地域でも発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるべく取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)災害時における医療救護等に関する協定についてお答えいたします。

高浜市では、暴風、大雨、地震などの災害発生時に、必要な医薬品等の確保を目的として、平成9年3月26日付で、高浜市薬剤師会と災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書を締結しています。この協定書の中では、災害時の医薬品等が必要なときに、薬剤師会が調達または製造が可能な医薬品等について、積極的に供給や搬出の協力を行うことが規定をされています。

また、協力に当たっての要請手続や医薬品等の運搬、納品、費用負担といった事項についても 規定をされています。議員の御指摘のとおり、災害時には医療に必要な資源が不足することが予 測されるため、少しでも多くの医薬品等を確保する必要があります。

次に、平成24年2月1日付で、スギ薬局と災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定書を締結しています。この協定は、薬剤師会が所有する医薬品等とは別に災害時に必要な救助物資を受け入れるものです。風邪薬、胃薬、消毒薬、包帯といった医薬品を初めトイレットペーパー、ティッシュペーパー、石けん、洗剤、ごみ袋、歯ブラシ、カイロ、軍手といった生活必需品についても支援をしていただけることとなっています。

さらに、災害の状況によっては、こういった医薬品等がすぐに届かないことも想定され、医療 救護所である高浜中学校と南中学校には災害時の医薬品や医療器具を購入して、常備をしておく 必要があります。

次に、平成23年4月1日付で、発災時の医療救護活動を円滑に実施するため、高浜市医師会と 災害時における医療救護に関する協定書を締結しています。この協定書では、医療救護が必要な ときは、医師、看護師などで編成された医療救護班の派遣を医師会へ要請することにより、速や かに現場へ派遣をされるとともに、災害の事態が急迫している場合には、市から派遣要請を待た ずに医師会が医療救護を開始することができるものとしております。

また、医療救護班の業務内容についても協定書に規定をされており、トリアージによって傷病者を重症、中等症、軽症患者に分けて、初期救急医療に相当する応急処置を施すこととしています。その後、重症患者や中等症患者は、必要に応じて後方支援病院へ搬送されます。あわせて死亡者が発生した場合には、その確認や検案も実施するといった内容になっています。

そのほかに、医療救護に要した費用の弁償や医療救護において負傷した際の扶助金、医事紛争 が生じたときの措置などが規定をされています。

このように、高浜市は災害発生時に備えて、各種団体とさまざまな協定を締結してきました。

一方で、近年、愛知県が実施をした東海・東南海・南海地震の被害予測調査では、従前の想定を 上回る被害となるおそれがあると報告されています。このことから、県はこれまで以上の被害が 発生することを想定し、医療救護に関する体制とその活動内容をより明確にすることで、関係機 関が課題を共有し、効率的、効果的な医療を提供できる体制を構築するため、医療救護活動計画 書を策定しています。

この計画では、県全域で共通する事項に関する計画と、地域の実情に応じた2次医療圏を単位にした計画の2本立ての構成になっています。2次医療圏単位の計画では、衣浦東部保健所が中心となり、高浜市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市及び知立市の西三河南部西医療圏において、大規模災害時の災害医療を円滑に実施するため、ことし1月に医療救護活動計画書を策定しました。計画の中では、2次医療圏内の各種団体の連携、情報の共有体制の構築、急性期の負傷者の搬送、医薬品等の確保などが定められています。

また、刈谷医師会においても平成25年4月に一般社団法人に移行したことを契機に、高浜市、 刈谷市、知立市の3市の医師会が、災害発生時には同じ歩調で具体的な救護活動を行うことで協 議を進めています。

既に刈谷市、知立市では医療救護所となる市内の小・中学校に災害時用の薬品等の設置を進めており、同じ医師会の自治体として足並みをそろえるため、高浜市も今年度中に高浜中学校と南中学校へ災害時用の薬品等を常備していきたいと考えています。

続きまして、刈谷豊田総合病院高浜分院、さらには本院との間の医療救護に関する協定についてお答えをさせていただきます。

市では、現在のところ災害時における支援、協力といった具体的な協定は締結していません。 今後は高浜分院の移転に当たり、新しい協定書を締結してまいりますので、その協定書の中には、 災害時における医療救護所の後方支援を実施することを盛り込んでいくことで協議を行います。 高浜分院は入院患者を抱えているため、常に医師や看護師が見えることに加え、治療のために必 要な医薬品や医療器具もそろっています。非常用の自家発電機能を備えていることもあり、災害 時における医療救護所の後方支援機能として負傷者を受け入れることができると考えています。

また、外来に設置する待合用のソファーの中には、簡易ベッドに変形できるタイプのものを導入するなど、今後は災害時における医療救護の観点も踏まえて、豊田会と協議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、さきの熊本地震で大きな被害が出た益城町において、4月14日の発災後に設けられた 医療救護所が閉所されたのは5月29日でした。数多くの医療救護チームが1カ月以上にわたって 地域医療を支えてきました。

高浜市においても同様の災害が発生した場合には、DMATと呼ばれる災害急性期に活動できる機動性を持った医療チームや周辺地域の医療チームが到着するまでのおおむねの3日間、72時

間を地域の医師会や薬剤師会などと連携をしながら医療救護活動を展開することになります。い つ発生するかわからない災害に備えて、備蓄薬品を初めとして十分な準備を行っていくとともに、 関係機関との連携を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) どうもありがとうございました。

それでは、1問目の老朽化ブロック塀の対策について再質問させていただきます。

今、老朽化ブロック塀の対策にさまざまな取り組みを行っていくとの答弁がありました。大い に期待させていただきます。

それでは、再質問の1番目といたしまして、この点検をしても、老朽化した危険なブロック塀の存在が確認できても、それ以上の対策が進まないのが現状だと思います、これは。今回、去年ですか、法律が施行されまして、特定空き家に指定されますと、危険な空き家に対して、自治体は所有者に対して撤去、修繕等の指示、勧告、命令を出すことができます。命令に従わなければ、強制代執行も行われます。

大地震が発生した場合、老朽化した危険なブロック塀が通学路を登下校中の児童・生徒に危険 を及ぼすことが十分想定される場合、また、狭い道路において倒壊し、交通の遮断が明らかな場 合、このブロック塀の所有者に対して是正勧告ができる制度の整備も大事であると思いますが、 見解をお伺いいたします。

- ○議長(杉浦敏和) 都市防災グループ。
- ○都市防災G(神谷義直) 御質問のブロック塀と空き家に対する御質問でございますが、ブロック塀対策を推進していくためには、あわせて空き家対策ですとか、あと耐震化も当然関連性がございますので、こういったものを一体として進めていくことが非常に大事ではないかというふうに考えております。

議員申されました具体的な是正勧告という部分につきましては、ブロック塀に対しては、残念ながら現制度の中にはないという状況でございますが、こういったものを一緒に進めていく中で、総合的に対応ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

このブロック塀の撤去に対する補助制度がなくなったのは、防災上の観点からも大変残念に思 うんですけれども、しかしながら、新たな補助制度について検討していくとの答弁に期待したい と思います。

ブロック塀に対する国や県の動向または他市の取り組みについて、現在把握していることがあればお願いいたします。

- ○議長(杉浦敏和) 都市防災グループ。
- ○都市防災G(神谷義直) まず、県・国の補助金ですとか交付金の有無につきましては、現在調査を進めているところでございます。そういったものがうまくありましたら、そういった補助金、交付金に絡めまして、本市におきましても補助制度に向けて検討を進めていければというふうに考えております。

あと、近隣市の状況でございますが、現在こちらも準備を進めておるんですが、近隣市で申しますと、ブロック塀に対しましては、刈谷市さんですとか蒲郡市さんのほうで補助率が2分の1、上限が10万円までということで補助制度をつくってみえますので、こういった市町村の状況も参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目ですけれども、災害時におきます医療救護等に関する協定について再質問させていただきます。

まず1番目ですけれども、震度6クラスの大地震が発生した場合、医師会はどのような体制で 医療救護に臨むでしょうか。

2番目といたしまして、この医療救護所が高浜中学校と南中学校に開設されるとのことですが、 この医療救護所はどのようなものでしょうか、説明をお願いいたします。

- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) お答えをさせていただきます。

医師会のほうは震度6弱で自主参集、救護所であります高浜中学校、南中にみずから参集して いただくということになっております。

続きまして、医療救護所の具体的な内容ということですが、想定としておりますのは、それぞれの保健室を医療救護所の中心と、拠点とさせていただくということで、状況に応じて隣の部屋を利用する、そういうような形で進めていく、そういう方向でありますので、よろしくお願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) この医療救護所、これは高浜市が医師会のほうに要請するんでしょうか。
- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) 先ほど申し上げましたように、震度6弱で自主参集していただくということは医師会の先生方も全て刈谷医師会の中で御存じですので、そういうような集まり方をするということになります。
- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) 医療救護所、これは24時間フル体制で、たしか3日間とか何かありました

けれども、ここらへんの確認、よろしかったですか、それは。

- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) 今、議員おっしゃられたとおり、DMATが到着するまでのおおむね 3日間、72時間、24時間体制で対応するという状況です。
- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) 大地震になれば、当然数多くの負傷者の搬送が予想をされますが、この医療救護所においてはどの程度の治療といいますかをするんでしょうか、これは。
- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) 医療救護所の行う業務といわれるのは、やはり患者の状態を見きわめて、必要な医療につなげるということで、どうしても医療救護所での処置というのは、救急的な処置になるということになります。その状況によっては、先ほど申し上げた後方支援病院でありますとか災害拠点病院のほうに送っていく、そういうようなことになっていく、こういうふうに想定をしております。
- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) この医療救護所が高浜中学とか南中学に開設されるということを市民は広 く御存じでしょうか、これは。
- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) こういったことは当然医療救護所の医薬品、医療材料のいわゆるそういった配備も含めて、広く市民の方に周知をしていく、これはこれからの進めていく課題であるというふうに思っております。
- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) じゃ2番目のほうですけれども、高浜分院との協定、これは災害時の協定 なんですけれども、高浜分院との協定については、移転に伴う新しい協定書の中で災害時の医療 協定を結んでいくとの答弁でした。

高浜分院は市内で一番大きな医療機関であり、医療においても中心的な役割を果たしております。大災害が発生したときは負傷者の救護など、市民は高浜分院に対して大きな役割を期待しております。今まで高浜分院との間で、この災害時における医療救護の協定をなぜ結んでこなかったのでしょうか。

- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) この協定の部分については、まずは一義的には医師会との協定を結ぶ ということが、これが当然優先される部分でありまして、あくまで分院については病床を持つと いうことで、これは非常に高浜市にとって病床があることはありがたいことなんですが、これは ほかの市町村さんもそうなんですが、やはり災害拠点病院があって、その中間的な後方支援の病

院というのはなかなか協定が結べていなかったというのは、これはほかの市も同じような状況でありますので、高浜市はこれを機会に協定も結び、そして、災害拠点病院につなげるというような体制づくりを進めていきたいと、このように思っております。

- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) ありがとうございます。

今、現実には協定が結ばれていないんですけれども、当然地震というのはいつ起こるがわかりません。もし大地震が発生した場合は、当然新しい移転先の協定を結ばれない、その前に大地震が起こった場合、先ほどいろいろ答弁がありましたけれども、こうしたことはやって、もし大地震起こった場合は、こういうふうにやってもらえるんでしょうか、今の病院との間では。

- ○議長(杉浦敏和) 福祉部長。
- ○福祉部長(加藤一志) 今おっしゃいましたように、当然新しい分院の協定の中では、その部分は協定として結んでいきたいなというふうに思っておりましたが、現状の高浜分院とというような御提言をいただきましたので、現状の分院との協議の中で考えていきたいというふうに思っております。
- ○議長(杉浦敏和) 副市長。
- 〇副市長(神谷坂敏) 今、部長のほうから答弁を申し上げましたが、実際災害が起こったということを考えますと、医師会の先生も皆さん市内にお見えになる方ばかりではありません。

まず、そのスタートを切るときに、恐らく医師が常駐している高浜分院にやはり患者は集中するだろうと思っています。順番的には、まず両中学校の医療救護所のほうへ行って、そこからということがあるわけですが、恐らくスタートのときから分院のところが大きな役割を担うことになると思っておりますので、移転前のところのお話は一度またお顔を合わす機会がありますので、私のほうからも災害が起こったときの対応ということで、一度御依頼をしたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) よろしくお願いいたします。 以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。
- ○議長(杉浦敏和) 暫時休憩いたします。再開は13時50分。

午後1時37分休憩

午後1時50分再開

○議長(杉浦敏和) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員、一つ、公共施設あり方計画について、一つ、地域医療について、

一つ、平和行政について、以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をいたします。

公共施設あり方計画について、施設の長寿命化を図るため、施設のメンテナンスを徹底せよ。

先日、高取保育園の屋根の部分が落ちたという話を聞いて、驚いて見に行きました。屋根の部分が落ちたのは夕方5時ごろで、ちょうど子供は教室に入ったばかりで、誰にも当たらず、不幸中の幸いというか、誰か外にいたらと考えるとぞっとする出来事でした。

また、高浜中学校も外壁が落ちて、ことし点検をして来年修理をすると3月議会で答弁があったところですが、外壁が落ちて、雨が降って壁材の中に雨がしみ込んでしまいます。ほっておくとはがれがひどくなります。来年と言わず、ことしのうちにも補修をすべきだと考えますが、どのように考えてみえるのか見解をお答えください。また、公共施設についてはどのように点検をしてみえるのかお示しください。

高浜小学校等整備事業について。

高浜小学校等整備事業について、高浜市はPFI方式を導入しようとしてみえます。PFIは、 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的、効果的に公共サービスを提供できるとされてきました。また、第三セクターとは違い、契約によってリスクを分担できるので、官民の無責任体制は解消できるすぐれた制度であるとされてきました。

しかし、PFIが導入されて10年余りが経過する中で、PFI施設における事故や経営破綻が起こり、病院PFIにおける契約解除という事態も生まれています。こうした現実は、PFIによって公共サービスが効率的で効果的になったとは言えないことを意味しているのではないでしょうか。

日本における P F I の導入は、自民党が1997年秋以降打ち出した経済対策の柱の一つに据えたことでにわかに現実味を帯びるようになりました。政府は 3 度にわたる経済対策で P F I 推進を盛り込み、通産省や建設省でも研究会が設置され、それぞれ報告書が出されました。

1998年、民間資本主義の社会資本整備調査会を設置し、PFIを推進する法案を取りまとめました。当時の与党は、自民、社民、新党さきがけでの調整を経て、同年5月、議員立法として衆議院に提出されたものの、第3セクターとの違いをあいまいにするとして撤回。その後、1999年7月には債務保証や出資規定を削除した民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律、PFI法が同年9月成立したという経緯があります。

PFIの事業がどのように実施されているかについては、2007年12月の段階で293件。分野別で見てみると、教育と文化が96件、健康と環境が54件であります。事業主体別では、国等が71件であるのに対して、自治体が222件を占めて、自治体主導であることがわかります。

公共事業は、生産力を高めたり、生活の利便性を高める効果や地元企業の受注を通じて地域循環を形成するなど地域力を高め、地域経済の振興に寄与する効果がありますが、PFIは公共事業が持つこうした効果を低下させる可能性があります。PFIは設計、建設、維持管理、運営を一括して行い、ライフ・サイクル・コストを削減することにメリットがあるとされます。つまり、これまで中小企業の受注機会を確保してきた分割発注をしないことによってメリットが生まれます。さらに総合評価一般競争入札は、価格評価以外に性能評価を総合的に勘案して事業者を決定する方式であるため、技術力や企画力を有する大手企業に有利であるとも言われます。

日本初の図書館PFIである桑名市立中央図書館と直営の田原市中央図書館を比較すると、投入した経費は施設、資料、職員でありますが、ほぼ同等であるが、サービス実績は住民1人当たりの貸し出し点数、入館者比率などは田原のほうが2倍以上高く、図書館におけるPFIの優位性は認められません。これは、田原市中央図書館が専門職館長を招聘し、ほぼ全員が司書、専門職員であるなど、必要な資源を投入してきたことが大きな理由となっています。経営破綻や公費投入で直営になるなど、東京や福岡、高知、近江八幡、三重県、倉敷、仙台などPFI事業は問題が起きています。

そこで質問いたします。まず10年以上にわたる間にPFIが行われてきた中で、事業が経営破綻や公費投入をしなければならないことになった、要するに失敗した事例もありますが、そこの検証をしているのでしょうか、お答え願います。

さらに、先日、6月13日、西尾市でPFIの事業の現状と課題と題して講演がありました。そこでは、公共施設の縮減計画について、議会や住民に理解をしてもらうため、広報、説明に注力する自治体がふえていると説明がありましたが、高浜市では広報、説明が丁寧にされているのでしょうか。

当市では当初の事業費、平成27年11月に説明が、学校校舎と体育館で縮減して37億円という説明がありましたが、ことしの3月には53億円に膨れ上がったものの、なぜ膨れ上がったのか、詳しいその説明もありませんでした。お答えください。

地域医療について、刈谷豊田総合病院高浜分院建てかえに伴う新たな協定について。

3月17日の全員協議会で新しい協定書をつくるための検討を始めるということで、高浜市の要望を提案して、豊田会との協議を始めると言われました。病院運営については、自主自立の経営を行うこと。したがって、運営費補助金は廃止するという高浜市側からの要望については、現分院の移転後は厳しい経営環境が予想され、市からの補助がなくなる11年目に経常損益の黒字化を目指す。

診療体制については、入院について新たに一般病床を新設するという要望について、これは高 浜市側からの要望ですが、豊田会の答えは、一般病床の新設は、経営面から最初からは難しいが、 将来的な目標としたいということでありました。この問題は、高浜医師会もずっと一貫して要望 を出してみえます。

資産の貸与について、高浜分院が占有する土地について、有償貸与とするという高浜市側の意見について、介護保険事業者と同等の減免と、また、軌道に乗るまでの移転後5年間は無償貸与でというのが豊田会からの要望です。さらに、家屋及び償却資産とも課税するという高浜市側の要望について、経営が軌道に乗るまでの移転後5年間は全額減免を高浜市にお願いするというものです。

高浜市の財政支援として、建てかえに対する施設整備費補助金20億円、これは、10年間で払うということですが、これの問題、リフレッシュ工事費に対する減価償却費相当額の補助金は、平成30年度まで継続する。現協定で規定されている医療法人豊田会に対する地域医療、救急医療振興事業及び高度医療機器等補助事業については廃止という要望について、豊田会は、廃止は承認。ただし、新たに経営基盤強化対策事業として、年額3,000万円を移転後10年間高浜市が払うというもので、今後医療法人豊田会と詰めていくというものです。

これまでに、移譲して7年間ですが、24億円を払ってまいりました。民間の医療機関に小さな 財政しかない高浜市がこれほど多くの補助金を払い、高浜市のメリットは、医師会に言わせれば ほとんどないと言われる状況です。これでも豊田会の要望をのむおつもりなのでしょうか。10年 以上にわたって運営するという協定書を無視してまで、新しく、大きくしようとしているのです。 要望は聞き入れるべきではありません。お答えください。

平和行政について、現職米大統領として、初めて被爆地、広島を訪問したオバマ大統領は、米 国等核保有国は、「核兵器のない世界を追求する勇気を持つべきだ」と演説しました。主要7カ 国首脳会議終了後、広島を訪問し、平和記念公園に到着、平和記念資料館を見学、その後、原爆 死没者慰霊碑前の式典で演説、広島の被爆者坪井さんら日本原水爆被害者団体協議会員らと言葉 を交わし、公園を後にしました。

オバマ氏の広島訪問について、現職の大統領が被爆地広島を訪問したことは、前向きな一歩と評価できるものですが、オバマ大統領が演説で、「私の生きている間は、核兵器廃絶は実現できない」と述べられました。しかし、それでは平均年齢80歳を超す被爆者は核兵器廃絶を見届けられません。被爆者の願いにも背くものです。今、大事なことは、今度の前向きの一歩を核兵器のない世界につなげていくことではないでしょうか。米国も日本もこれまでこれに背を向けてきましたが、もっとさまざまな運動を盛り上げていくことが大切ではないでしょうか。

そこで、高浜市では、どのような取り組みをしようとしているのか、どのような取り組みをしているのか、教育行政ではどういう取り組みをしているのか、市全体ではどうなのか、お答えください。

非核自治体宣言を行政側も行うべきと思います。高浜市は議会が非核平和宣言を行っているから、当局は行政の中でできることを行っていくと言われます。しかし、高浜市に住んでいる被爆

者らはそんなことで納得するでしょうか。高浜市在住の知り合いの被爆者は、長崎で被爆して、若い間は元気であったが、高齢になるに従って、幾つかがんを患い、今では寝たり起きたりの生活になっていると言われます。一刻も早くみんなで核兵器のない社会をと願っておられます。この方たちの願いに応えるためにも行政側も努力すべきで、一刻も早く非核自治体宣言を行うよう求めます。

平和首長会議に加盟せよにつきましては、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器の市民合意を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現することが重要になっているのではないでしょうか。世界161カ国、地域6,779自治体、名古屋市は平和都市宣言50周年の9月18日に加盟して、全国の政令指定都市は全て加盟しました。

愛知県では、高浜市と瀬戸市、2市が加盟をしていません。碧海5市の高浜市の周りの市は全 て加盟しています。東北の岩沼市に支援も行っていますが、岩沼市も加盟しています。加盟には 財源も要りません。市長は何が障害になって加盟をされないのかお答えください。

- ○議長(杉浦敏和) 以上で終わりですか。
- ○12番(内藤とし子) はい、以上。
- ○議長(杉浦敏和) 総務部長。
- ○総務部長(内田 徹) それでは、1点目、公共施設のあり方計画について、施設の長寿命化 を図るため施設のメンテナンスを徹底せよについてお答えをさせていただきます。

御質問のありました高取保育園で、老朽化によりコンクリート片が落下したということでございますが、まずは、5月24日に発生した園舎の一部であるコンクリート片の落下について、その経過を御説明いたします。

本件につきましては、夕方5時半過ぎ、園児の降園時間中に起こりました。当時、お迎えの保護者と園児がおられましたが、幸いにして落下したコンクリート片が人に当たることはなく、けが人はありませんでした。

園では、すぐに危険と思われる箇所にロープを張り、園児が立ち入りできないよう区切り、現場の安全確保を図るとともに、園長からこども育成グループへ状況報告がありました。報告を受け、すぐにこども未来部長、こども育成グループリーダー及び担当職員が状況確認をいたしました。安全を確保した上で、持参した工具を使用し、その他のひさしを打診いたしましたところ、落下した箇所に隣接する部分のコンクリート片が落下いたしましたが、そのほかには落下する箇所はありませんでした。引き続き危険と思われる箇所を区切り、園児の安全確保を継続した上で保育に当たるとともに、張り紙などで保護者へも周知をしております。あわせて、建設業者による当面の危険回避を依頼いたしました。

この後、園児の安全確保の観点から、園児数の少ない土曜日に修繕を行うこととし、6月4日 土曜日に建設業者によるひさし部分の危険箇所の撤去を実施しておりますので、当面の間、危険 回避がされたと理解しております。

議員に御指摘いただくまでもなく子供の安全が第一であり、その他の箇所の安全確認も必要であることから、現在、建設業者に必要な修繕等の見積もりを依頼しているところで、できる限り早期に修繕を実施していきたいと考えております。

また、吉浜保育園を初め公立幼稚園4園、社会福祉協議会に園舎を貸し付けしている保育園2 園についても優先順位を検討し、業者による施設点検を検討してまいります。

園での日常点検でございますが、園では毎月、園の職員により、園内の各部屋、遊具、園庭及 び園舎周りなどの点検を定期的に実施しております。今後はこども育成グループ職員による点検 も定期的に実施することも検討してまいります。

次に、小・中学校の外壁調査についてお答えをさせていただきます。

平成27年9月定例会における黒川議員の一般質問に対する答弁と少し重なりますことを御承知おき願います。

各小・中学校の建物の老朽化は進んでおりまして、築後30年を超える校舎がほとんどであり、 老朽化に伴うふぐあいは年々ふえている状況にあります。各小・中学校からふぐあいの連絡が入 るたびに学校経営グループの担当職員が現場に向かい、業者も交えて一刻も早い解決に結びつけ るよう努力しているところであります。

平成26年度には、高浜中学校の校舎外壁の一部が落下したとの連絡を学校から受け、すぐに現場に赴き、状況の確認を行うとともに、建設業者にも立ち会っていただき、現場確認をしました。その結果、ほかにも少し浮き上がっている箇所もありましたので、念のため、建設業者による全ての校舎の外壁の打診検査を行い、少しでも疑わしいと思われる箇所はたたき落とすという処置を行っております。

また、同様の処置を平成27年度は翼小学校、港小学校及び高浜小学校で実施し、今年度につきましては、吉浜小学校、高取小学校及び南中学校で実施を予定しており、全ての小・中学校での打診検査が終了する予定です。

なお、公共施設総合管理計画では、平成30年度に高浜中学校の緊急修繕が位置づけられているところであります。しかし、児童・生徒の安全・安心を脅かすもの、そして、法定点検や公的機関による検査の結果、改善指導のあったもの、そして、学校教育活動を行う上で支障のあるものにつきましては、大規模修繕や緊急修繕の予定時期を待つことなく、優先的に対応していく必要があることは言うまでもありません。

高浜中学校につきましては、平成30年度を待たず、一刻も早く対応する必要があると考え、今年度最も劣化が著しい箇所の外壁の防水塗装工事を実施する予定です。そして、それ以外の全体的な校舎の外壁等については、今年度、外壁等改修工事実施設計を行った上で、来年度以降の工事実施に備えて準備を進めていく予定です。

これまで、本市では耐震補強による耐震安全性の確保を優先し、施設のメンテナンスについては、ふぐあいや故障が生じたときに対処するいわゆる事後保全型のメンテナンスを行ってきました。そうした中で、本年3月に策定した公共施設総合管理計画では、学校を今後も維持していく地域コミュニティの拠点として位置づけ、他の施設との複合化を視野に、施設の改修、建てかえを行うとしており、今後も維持していく施設について、施設の点検、診断に基づく計画的な保全に切りかえるとしているところであります。

次に、(2) 高浜小学校等整備事業についてお答えさせていただきます。

答弁の順序が入れかわりますけれども、御承知おきいただきたいと思います。

初めに、昨年11月に開催した市民説明会において、高浜小学校の複合化の事業費、約37億円と 御説明しましたところ、本年2月の公共施設あり方検討特別委員会の公共施設総合管理計画 (案)では約53億円となった理由でございますが、初めに、これまでの公共施設のあり方に対す る取り組み内容について整理をさせていただきたいと思います。

本市では、平成23年度に公共施設マネジメント白書を作成し、平成24年度は第三者機関である公共施設あり方検討委員会からの御提言を受け、御提言を踏襲する形で平成26年度に公共施設あり方計画(案)を策定したところです。この白書及び計画(案)を取りまとめる中で、今後、公共施設の更新費用としてどのくらいの費用が必要になるのか、総務省の簡易ソフトで用いる単価、これは総務省が全国の事例を参考に施設別に単価を設定して更新費用を算定する単価で、総務省単価と呼ばれるものですが、これを活用して、簡易な推計を行ったところであります。

昨年11月の市民説明会の約37億円につきましては、定性的な議論ではなく、公共施設の更新には多額の費用を要するとの趣旨から、高浜小学校の建てかえにあわせて、公民館や児童センター、体育センターなどの機能を複合化した場合の金額を、粗い試算ではありましたが、総務省単価を用いて試算した場合の金額としてお示しをしました。

なお、ここでいう複合化の考え方といたしましては、教職員、PTAや利用者団体とのワークショップで意見交換を行い、学校施設のうち特別教室等を地域の方々と共有して使用するなど有効に活用することで、面積の圧縮が図られないか検討したもので、例えば、IT工房クリックは学校のコンピューター室を、ものづくり工房あかおにどんは図工室を活用するとし、公民館や老人憩の家などは集会室及び和室を設置する程度とし、体育センターについては共用部分をなくしてアリーナ部分のみ小学校体育館のアリーナと一体的に併設できないかといった学校施設と複合化施設を併用した場合の施設規模として約1万1,000平米を想定し、試算をしたものでございます。

その後、本年2月の公共施設あり方検討特別委員会では、検討過程の数字ではありましたが、 議会からの御要望もあり、平成28年度当初予算審議の参考資料として、公共施設総合管理計画 (案)及び長期財政計画(案)を御提出する中で、約53億円とお示しをしたところです。 なお、この53億円につきましては、金額が増加しましたのは、その後の教職員との意見交換、複合化対象施設の所管グループとのヒアリングを進める中で、児童の安全のためのセキュリティの確保を重視すべきこと、学校施設は、学校が優先的に使用することから、空き時間を地域に開放することは、利用時間の制約を受けること、その他複合化対象施設の機能確保の観点から、学校施設をほぼそのまま併用して使用することが難しい面もあり、必要な面積を確保する必要性から、施設規模が約1万4,800平米に増加したことが、金額が増加した大きな理由でございます。

なお、ただいま申し上げました数字につきましては、公共施設総合管理計画(案)及び長期財政計画(案)の検討過程の流動的な数字でありますことを申し添えさせていただきます。

次に、PFIの失敗例でございます。

初めに、全国のPFI事業の失敗例につきましては、高知医療センターや近江八幡市立総合医療センターの契約解除事例、スポーツ施設であるタラソ福岡や名古屋イタリア村の代表企業の破綻事例などがございます。これらのPFIの失敗事例に見られますのは、収益や利用者の見込みに大きく左右される施設になります。今回の高浜小学校等整備事業につきましては、こうした失敗事例と類似した事業ではなく、基本的に公共サービスの向上及びライフ・サイクル・コストの削減効果を目指したものでございます。

そのほか、調べた限りでございますが、香川県まんのう町の事例がございます。まんのう町では、まんのう町立満濃中学校改築、町立図書館等複合施設整備事業において、トラブルとして手直しが必要な工事が発生し、そこで第三者機関が品質問題の解決策を取りまとめ、平成27年11月4日に報告書が提出をされました。

トラブルの発生の原因につきましては、施工者が設計図面どおりの工事をしなかったことが要因のようでございます。このことはPFI事業に限らず起こり得ることですが、こうした事例を教訓に、施工会社の現場管理体制、設計者の工事監理体制について、工事監理が適切に実施されるよう指導してまいりますとともに、学校施設は国庫補助金で建設する関係で、工事監理については国の工事監理基準特記仕様書に基づいて行われます。

また、学校建設は建築士法で1級建築士が工事監理者となることとなっていますので、1級建築士が設計図書との照合及び確認をして工事監理を適切に行っていけるよう指導してまいります。 あわせまして、市におきましても、適切かつ確実な整備確保するため、設計、建設及び工事監理に関するモニタリングを随時実施するとともに、市による完成検査を実施してまいります。

3点目のPFI事例についてでございます。

高浜小学校等整備事業におけるPFI手法の導入についてでありますが、PFI手法は、公共施設等の整備等に関する事業、民間の資金、経営能力及び技術力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に実施し、公共サービスの向上やトータルコストの削減を図ることを期待する手法であります。

今回、本事業をPFI手法により実施しましたのは、わずかではありますが、バリュー・フォー・マネーが出るとともに、定性的評価を重視したところでございます。当市の財政状況をかんがみますと、基金残高が少ない中で市がみずから実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の基金の取り崩しが発生をいたします。この先、平成31年度から平成40年度までの10年間は、高取小学校の大規模改修、吉浜小学校の大規模改修、高浜中学校の大規模改修、港小学校の大規模改修、南中学校の大規模改修が予定され、大規模改修の第一波が到来をいたします。

あわせまして、地震、風水害その他の社会経済情勢の急激な変化等の対応を考えますと、一定金額以上の基金残高の確保は必要となってまいります。こうした中で、本事業をPFI事業で実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用することで、財政支出の平準化が期待できるということであります。

2点目といたしましては、既存校舎での授業を継続することを前提とした本事業においては、 本施設の設計、建設、維持管理の各業務を事業者が一貫して実施することにより、最適な施設計 画や施工計画等が可能となるほか、供用開始後の維持管理方針に即した施設整備が可能となると いうことがございます。

また、国におきましても、2015年12月15日に政府の民間資金等活用事業推進会議において多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針を決定され、2016年3月17日には内閣府PPP、PFI手法導入優先的検討規程策定の手引を公表し、これは20万人以上の地方公共団体が対象となるものでございます。この中では、繰り返しになりますが、地方公共団体の20万人以上のところは優先的検討規程を策定すると。これは、期限が2016年度末まででございます。

あわせまして、下水道、都市公園の交付金事業の実施または補助金採択の際には、PPP、PFIの導入検討を一部要件化するという流れもございます。こうした流れを踏まえまして、高浜市では今回高浜小学校等整備事業をPFI手法により実施をするということでございます。

○議長(杉浦敏和) 福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) 続きまして、内藤とし子議員の2問目、地域医療について、(1)刈谷豊田総合病院高浜分院建てかえに伴う新たな協定についてお答え申し上げます。

刈谷豊田総合病院高浜分院は、建築から30年以上が経過し、電気、空調、給排水といった附帯 設備の老朽化に加え、建物自体も見た目以上に傷み、施設を維持するための多額の修繕費が発生 しています。また、現在の建物では、病床をふやしたり、診療体制を強化したりすることは難し く、毎年2億円近い赤字が発生し、高浜市もその一部を負担しています。

このため、現在の敷地内での建てかえを検討しましたが、敷地が不整形であることに加え、多くの入院患者を抱えたままでは困難であることから、別の場所へ移転する運びとなりました。 幾つかの移転候補地を示して協議を進める中で、中央公民館の機能が移転されることにより取り 壊される計画であったことから、市民の皆さんの利便性を考慮し、ここを移転先として選定をい たしました。

7年前、高浜市立病院を医療法人豊田会に民間移譲した際、高浜市立病院の移譲に関する協定書を締結し、お互いに協力しながら10年以上病院の運営に努めることとしました。民営化直後は、思うように患者が戻らず、苦しい経営を強いられましたが、徐々に診療体制も拡充され、平成25年度からは在宅生活を支えるための訪問看護ステーションも設置をされています。病気や障がいを持った人であっても住みなれた地域で在宅生活を送れるように、24時間の対応を実施しており、訪問回数も月300回近くまでふえてきました。今後も地域の医療ニーズに応え、お互いに協力して病院の運営に努めてまいりたいと考えています。

さて、高浜分院の移転新築に当たり、豊田会とは新たな協定書の締結に向けた協議を進めています。

まず、移転後の診療体制については、外来は現行の4診療科に加え専門外来を開設し、さらなる充実を求めています。また、人間ドックや総合検診を拡充し、予防医療の充実も求めています。さらに在宅医療を推進するため、ニーズの高い訪問看護ステーションの機能強化や在宅支援のための介護サービスを始めることも要望しています。このように、医療と介護が連携することで在宅生活を継続することができると考えています。

次に、入院の機能については、2025年を見据えた地域医療構想の中で、将来的に病床は高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4種類に分類されるようになります。現在の高浜分院は、慢性期の病床機能であることから、移転後は回復期の病床を持ち、在宅復帰に向けた継続的な医療やリハビリテーション医療を提供していただくことを豊田会に求めています。刈総の本院が高度急性期・急性期を担っていることから、高浜分院では回復期の医療を担い、急性期の治療を終え、在宅復帰に向けた患者さんを受け入れていただきたいと考えております。

そのほかにも、今後、増加が見込まれる認知症に関する医療の充実や、先ほど申し上げました 災害時における医療救護所の後方支援を実施することなどを豊田会に求めています。

続いて、高浜市からの財政支援については、病院の移転新築を機に、豊田会には自主自立した 経営を求めてまいります。したがって、20億円を限度とした施設整備費の補助金と民間移譲時に 実施をしたリフレッシュ工事費に対する減価償却相当額は支給するものの、運営費補助を初めと したその他の補助金はゼロベースで見直した上で豊田会と協議を進めています。

現在、豊田会に対しては、当初の協定に則り、毎事業年度2億円を超える財政支援を行っています。また、平成26年度以降は老朽化した施設を維持するための大規模な修繕工事に対する補助金も発生をしています。高浜市としましては、移転新築後は施設整備費の補助金が毎年2億円ずつ10年間発生する中で、豊田会への財政支援が膨れ上がることなく、現状に近い金額となるよう協議をしています。

その他の項目においても、病院の移転新築を機に見直しを考えています。まず、高浜分院の土

地については、現在無償貸与としていますが、移転後は原則有償貸与としてまいります。また、家屋及び償却資産の固定資産税についても、移転後は原則課税することで協議をしています。

これらの内容を盛り込んだ新しい協定書は今年度末までに豊田会と締結し、その後の病院建設 に着手していただく予定をしています。ただし、相手方のある交渉事ですので、協定書の内容や 締結時期が協議により変更があり得ることも想定をされております。

高齢化社会、そして人口構造が大きく変化する中で、市民に必要とされる医療も変化をしています。かつては青壮年の患者を対象に社会復帰を前提とした根本的治療が行われてきましたが、これからは高齢の患者を対象にした病気と共存しながら生活の質を高める医療が求められています。また、医療の提供体制も、1つの病院で完治を目指す病院完結型から、地域全体で治し支える地域完結型への転換が求められています。こうした新しい地域医療の仕組みを構築するには、病院相互の役割分担と連携が図られ、急性期から回復期、慢性期、そして在宅まで切れ目なく医療を提供していかなければなりません。

高浜市は、地域包括ケアシステムを構築するため、地域の中で足りない医療機能を新しい高浜 分院が担い、将来の高齢社会に向け、医療体制が構築されるよう豊田会と協議を続けてまいりま すので、よろしくお願いします。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 企画部長。
- ○企画部長(神谷美百合) それでは、内藤とし子議員の3問目、平和行政についてお答えいた します。

まず最初に、市は平和に関するどのような取り組みをしてきたのか、またしているのかという質問でございますが、御承知のとおり、本市ではこれまでにも平和に関するさまざまな啓発イベント等を実施してまいりました。中でもかわら美術館におきましては、戦争や平和をテーマとした企画展を随時開催し、多数の方の御来場をいただいているところであり、近いところでは、昨年8月15日にかわら美術館で開催いたしました企画展「馬、たてまつる一埴輪からおまんと、競馬まで一」という企画展において、「平和を祈る朗読会」と題し、終戦の日にちなみ、平和の祈りを込めて戦争体験の手記などの朗読会を開催いたしたところでございます。

なお、本年につきましても、かわら美術館において来月開催されます展覧会、名前が「PLAY vol. 1 ―表現における遊戯性―」といいますが、その関連行事といたしまして、8月14日に「平和を祈る朗読会」が開催される予定と伺っております。このように、平和行政の推進につきましては、これまでにもかわら美術館での企画展などを通じて取り組んでいるところでございます。

次に、非核自治体都市宣言についてでございますが、日本非核宣言自治体協議会のホームページで確認いたしましたところ、近隣5市では、本市と知立市の2市が非核宣言自治体一覧に掲載

されております。

御承知のとおり、本市におきましては、市議会の皆様が平成6年3月議会において高浜市非核 自治体宣言の実現に向けて決議されているところでございます。これを受けまして、日本非核宣 言自治体協議会では、高浜市は既に非核宣言自治体として認知されており、改めて行政として宣 言を行う必要はないものと考えております。私どもといたしましては、宣言をする、しないにか かわらず、行政という立場で、引き続き平和行政を推進していく考えでございます。

次に、平和首長会議への加盟についてでございますが、平和首長会議の活動につきましては、 都市相互の緊密な連帯を通じて、恒久平和の実現に向けて取り組んでおられるということで、そ の活動は意義深いものと認識いたしております。

県内各自治体の加盟状況につきましては承知いたしておりますが、平和首長会議に加盟していないから、市として平和行政を推進することができないということはないものと考えております。したがいまして、平和首長会議に参加する、しないにかかわらず、今後とも市民福祉の向上を図るための行政を推進していくことを基本的な姿勢として取り組んでまいりたいと考えておりますので、現在のところ、平和首長会議に加盟する考えは持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

最後に、行政をお預かりする立場といたしまして、今後とも高浜市が平和な中で市民の皆様とともに発展していけるよう、先ほども申し上げましたが、市民福祉の向上を図るとともに、平和 行政もあわせて推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせて いただきます。

- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) それでは、再質問させていただきます。

まず、平和行政について伺います。

先ほどかわら美術館でイベントなどを行っているというお話がありましたが、かわら美術館は 今後どういうふうになるかわからないという、今、状況もあります。そういう点では、かわら美 術館の利用についてはどのように考えてみえるのか、また、教育分野、教育行政の中ではどのよ うな平和の取り組みがされているのか、お示しください。

- ○議長(杉浦敏和) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(野口恒夫) かわら美術館の利用をどう考えているかという御質問でございますが、今年度も、先ほどの部長の答弁と重なりますが、「PLAY vol. 1 ―表現における遊戯性 ―」というふうで、かわら美術館のほうで朗読会を開催させていただきますので、また29年度の企画はわかりませんけれども、毎年こういうふうな形で、平和に関する企画展、朗読会等いろいろさせていただきますので、引き続きこの企画展が続くものと思っております。

あと、平和教育ということで、教育行政という内容でございます。小・中学校における平和教

育の内容でございますが、教科指導の中では、国語、社会、道徳、総合的な学習の時間などの授業や全教育活動を通じて、命の大切さでありますとか他者尊重、国際理解、人類愛、世界平和などに関する授業を展開しているところでございます。

平和教育の前提にあるのは、互いの立場、考え方の違いを理解し、尊重することにあります。 例えば男の子と女の子、運動の得意な子、そうでない子、日本人と外国人、そういったそれぞれ の違いを認め、尊重することで、児童・生徒の実態に応じて繰り返し学んできておるところでご ざいます。こうした中で、対話することの重要さや合理的な解決の糸口を学んでいく過程を通じ て、命の大切さ、相手を思いやり、尊重する気持ちが育まれているということで考えております ので、お願いします。

- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) 教育行政では、いろいろ授業の中で取り組んでいるというお話が出ました。それはそれでわかるんですが、高浜市として県内でも親子の組を、小学校だとか中学校の親子を選んで、広島や長崎に派遣といいますか、原水爆禁止世界大会に行ってもらって、それをまた発表してもらうというようなことをやってみえるところもあります。そういうことをやる中で、本当に戦争に対して何も考えていなかったような子供さんたちが、本当に戦争をやっちゃいかんということを考えるようになったというお話も聞いています。そういう点では、どういう考えを持ってみえるのか。

それから、首長会議が意義深いものというお話がありましたが、やはり加盟する中でいろんな 取り組むことなんかについても資料などが来るわけですので、そういう中で取り組む方法も考え られるということがありますので、そういう点ではぜひ加盟をしていただきたい、加盟すべきだ と思うんですが、その点ではどうなのか、お示しください。

- ○議長(杉浦敏和) 企画部長。
- ○企画部長(神谷美百合) 平和行政につきましては、全国のいろいろな市でさまざまなその市 の考え方で取り組みがなされているというふうに理解をしております。かわら美術館での取り組 みは、決して他の自治体に劣っている、見劣りがしているというふうには考えておりませんので、 高浜市も積極的に平和行政に取り組んでいるということで、 御理解をいただきたいと思います。
- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) ここで余り時間をとってもおれませんので、次に移ります。

地域医療の問題ですが、答弁の中では土地の有償貸与とするとか答弁がありましたが、ほかの 分野ではどのようにされるのか、確かに相手のあることですけれども、高浜市がやはり毅然とし た、こういう点ではその話には乗れないといいますか、その話は、うちはこういう予定だという ことを言わなければ、どうしても話が向こうの要望に乗っていってしまうと思いますので、その 点ではどうなのか、お示しください。 ○議長(杉浦敏和) 保健福祉グループ。

○保健福祉G(磯村和志) 内藤とし子議員が先ほど質問の中でおっしゃられたとおりでありまして、3月17日の全協の折に、私どものほうから豊田会側への要望、どういった内容を出させていただいたか、それに対して、豊田会側が高浜市にどういった回答をされたかということを御報告申し上げましたが、私どもはこの移転を機に、経営に関しては自立をしていただくということを考えております。今、おっしゃられました資産の固定資産税等につきましても、もう原則有償という形で私どもは交渉に臨んでおります。

今、豊田会側からボールが投げ返された状態でありますので、また私どもの内部で協議をさせていただいて、また豊田会のほうへ返していって、協議を進めていきたいと、このように考えております。

○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。

○12番(内藤とし子) こういう、また相手が民間企業ですし、要望が出されているということで、要望に乗れば乗るほど、どうしても向こうのいいような条件に乗っていってしまうと思うんです。そういう点では、ぜひこちらはこれ以上出せないということをきちんと言うべきだと思うんですが、そういう点で、ぜひ毅然とした態度で交渉に当たっていただきたいと思います。

それから、公共施設のあり方計画についてですが、ちょっと先に忘れないうちに言っておきますが、南中の屋根に、体育館ですかね、屋根に草が生えているんですが、これも大変気になるといいますか、この草をぜひ片づけて、とっておいていただきたいと思います。

それから、高浜小学校の整備事業に関係してですが、プールを民間に委ねると言われていますが、現在、幼稚園が一緒にといいますか、同じプールを利用しておられますが、このプール利用がどのようになるのかということ、それから、小学校のプール開放はどのようになるのか、学校対抗の水泳の練習などはどのようになるのか、お答えください。

○議長(杉浦敏和) 学校経営グループ。

○学校経営G主幹(岡本竜生) 市内の小学校水泳大会ですが、これは中学校・小学校体育連盟 高浜支部というところで計画をして、実施をしているものであります。

今現在、5つの小学校の水泳指導の現状、特に水泳大会にあります小学校5年生でありますが、 高浜小学校については、朝の練習を月曜日と木曜日に8時15分から30分早く行っております。あ と吉浜小学校、高取小学校、港小学校、翼小学校については朝の練習を行っておりません。帰り の練習につきましては、それぞれの小学校で6時間目に主に5年生が入り、それから午後4時近 くまで、少し水泳指導を延長して練習を行っているという、そういった様子があります。

5年生がこういった少し多目に水泳の指導を行っているのは、市内の小学校の水泳大会に向けての練習という意味合いがあるわけでありますが、現在、学習指導要領には、小・中学校ともに授業では飛び込み指導を行わないということがあります。ですので、昨年度、平成27年度から飛

び込みのない水泳大会というものに変えて実施をしております。

近隣市でありますと、高浜市のように全小学校児童が集まっての水泳大会というのを行っているところはございません。高浜市のみが今、全小学生を集めて、5年生ですが、大会を開いているという状況になります。

今年度につきましても、同様に飛び込み指導のない水泳大会というものを行っているわけでありますが、記録的な面からも競技会という意味合いが大分薄れてきております。29年度以降、こういった形の水泳大会を実施するかということにつきまして、今後検討していくつもりでおります。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) こども育成グループ。
- ○こども育成G(都築真哉) 高浜幼稚園のプール利用につきましてでございますが、現在、高 浜小学校の授業の空き時間を使わせていただいて、幼稚園の園児がプールで水遊び程度の活動を しておるというふうに認識をしておりますので、影響がないものと考えております。
- ○議長(杉浦敏和) 学校経営グループ。
- ○学校経営G(内藤克己) 最初に、南中学校の体育館の屋根に草が生えているというお話をいただきました。南中学校の校長及び校務主任から南中学校の体育館の周りに生えております木が高くなってきて、体育館のといに葉っぱを落として、といが詰まるということで、木を少し切ってほしいというお話をいただきまして、今年度早々に対処させていただいております。

草が生えているということは、学校のほうからも聞いておりませんので、すぐ確認をさせていただきます。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 学校経営グループ。
- ○学校経営G主幹(岡本竜生) 夏休みのプール開放の件でありますが、高浜小学校では夏休みにおおむね10回程度のプール開放を行っておりますので、民間に委託した場合も、夏休みには10回程度の開放を行えるように進めてまいりたいと思います。
- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) 夏休みのプール開放は10回程度、委託先のプールでやるというお話ですが、先ほどの学校対抗の水泳の練習などがどのように民間のプールで練習ができるのか、されるのか、そのあたりはどのように考えてみえるのでしょうか。
- ○議長(杉浦敏和) 学校経営グループ。
- ○学校経営G主幹(岡本竜生) これは小学校の水泳大会自体をまず今後とも続けていくかどうかということにかかわってまいります。それがありますので、今は小学校5年生が特に少し水泳指導の時間が延びているということでありますので、水泳大会との関係がありますので、あわせ

て今後検討していくということとなります。

- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) 次に、体育館、アリーナといいますかの中で、椅子を出すというのがあると思うんですが、例えば、椅子がうまく出てこないとか引っかかってしまうとか不都合が起きてくるときは、どういうふうに、あとはリスク分野の関係ですが、どちらがといいますか、どのように直すのか、どのように補修はされるのか、そのあたりをお示しください。
- ○議長(杉浦敏和) 行政グループ。
- ○行政G(山本時雄) ただいま御質問のありましたロールバックチェアのことを言っておると思うんですけれども、今回のPFI事業の中では、維持管理のところまで業務に入ってございますので、当然SPC側、民間事業者さん側のほうで、そういったものは当然修理だとか点検、そういったものをやっていただくという形になろうかと思います。
- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員。
- 〇12番(内藤とし子) 最後にしますが、中央公民館を前倒しして病院を移転するというお話から、その関係で商工会をエコハウスに移すなどの話で、商工会も中央公民館を壊さなければ、この物件移転補償料やエコハウスに移す改修工事、会館建設の補助金なども当面出さずに済むわけですが、このような費用を出してでも……。
- ○議長(杉浦敏和) 内藤議員、ただいまの質問は議案第50号に関連する質問ですので、総括質疑あるいは委員会審査の際に質問されるようお願いをいたします。質問の内容を変えてください。○12番(内藤とし子) はい。じゃ最後にしますが、PFIは国や自治体が行うよりも効率的で効果的に公共サービスを提供できるすぐれた制度であるとされてきました。しかし、PFIが開始してから10年以上が経過する中で、そうしたうたい文句とは裏腹に、PFIによっては効率的で効果的な公共サービスの提供は困難であることが明らかとなってきました。こうした現実は、技術的な対症療法によって対応できるというものではなく、もはやPFIの有効性それ自体を問う基本問題に発展しているとしか言いようがありません。

したがって、自治体においては、公共サービスの本来の姿を堅持することが肝要であるという 意見もあります。ぜひお考えをいただきたいと思います。これで終わります。

- ○議長(杉浦敏和) 総務部長。
- ○総務部長(内田 徹) PFIの考え方ということで、自治体にそぐわないのではないかという御質問で、先ほど私、国の動向ということをお答えいたしました。20万以上の都市ですけれども、これから公共事業をしていく場合は、PPPあるいはPFIとの効果を検証して、それで公共がみずから行ったほうが効果があるということであれば公共が行うんですけれども、PFIのほうが効果があるということであればPFIで行っていくという流れになります。

繰り返しになりますけれども、下水や都市公園等の交付金対象事業というのは、今後そういっ

た導入検討が一部要求化されるということですので、そういった流れになるということで、御理 解いただければと思います。

- ○議長(杉浦敏和) 12番、内藤とし子議員、残り2分ですので、お願いします。
- ○12番(内藤とし子) はい。PFIにすると、先ほども言いましたが、地元の中小企業に仕事 が行かないという面もあります。地元の活性化については非常にマイナスになりますので、そう いう面でも一考が必要だと思います。

以上です。

- ○議長(杉浦敏和) 副市長。
- ○副市長(神谷坂敏) そういうことも含めて、今、検討いたしておりますので、よろしくお願 いします。
- ○議長(杉浦敏和) 以上で、通告による質問は終了いたしました。 これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。 なお、関連質問ですので、簡潔にお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦敏和) ありませんね。 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長(杉浦敏和) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。 再開は6月17日午前10時であります。

本日は、これにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後2時59分散会